監獄協會雜誌

第貳拾五卷
第六號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治廿一年五月創刊每月一回二十日發行（明治四十五年六月二十日發行）

監獄協會雜誌第貳拾五卷第六號目次

○論　說……（一頁）
○改善不能の累犯罪者に關する刑事政策論……佛國法律博士　原　夫次郎
○講　演……（一〇頁）
○ルヰ第十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情（承前完）……東京帝國大學　法學博士　中田薰君
○各自端守……文學博士　南條文雄師
○資　料……（三〇頁）
○怠惰な强ひられたる囚人……ペンシルバニア監獄協會々長　ヒー、エル、ベーリー氏
○英國のボルスタルに就て……ペンシルバニア監獄協會委員　ダニエル、バックレー氏
○靴下作事成績
○談　叢……（四二頁）
○司獄官となれる動機
○統　計……木名瀨典獄談（五〇頁）
○明治四十五年四月末日現在々監人員表
○明治四十五年四月末日現在受刑者罪名表
○明治四十五年四月末日現在々監人員監獄別表
○明治四十四年度下半期在監人食料用外國米購入種類石數及價格表
○明治四十四年下半期在監人食料用參及內地米購入種類石數及價格表
○明治四十四年下半期在監人食料用米麥購入單價調（米の部）
○明治四十四年下半期在監人食料用米麥購入單價調（麥の部）
○說　林……（七二頁）
○運と不運
○顏面の形狀と犯罪者
○犯罪者と普通人の命數
○家庭に於ける兩親の影響分布
○犯罪者頭腦の不均齊
○萬引の原因
○寄　書……（七七頁）
○監獄衛生雜感（其三五承前）……金澤　石崎貸藥生
○監獄時事問題（承前完了）……上田典獄談
○千葉監獄と祖先崇拜（承前完了）……平野賢榮
○通　信……（九三頁）
○保護敎團の成立……大分監獄　江上秀吉報
○彙　報……（九四頁）
○逃走事故○傷害事故○執行猶豫の成績○犯罪と季節○清國官吏の監獄視察○通行取締の厲行○朝鮮警察犯處罰規則○朝鮮苦刑執行心得
○叙　任……（一〇六頁）
○會　報……（一〇六頁）
○茶話會○谷田會長の出張○練習所の科外講演○練習所生の見學○練習生の里鴨監獄參觀○下村練習生の頓死

監獄協會雜誌第貳拾五卷第六號

論　說

改善不能の累犯罪者に關する刑事政策論

佛國法律博士　原　夫次郎

比較刑法研究の結果は直ちに二ケの至大なる缺點を我新刑法中に指摘せしむ即ち一は幼年犯罪者の處分に關し他は累犯者就中改善不能の累犯者處分に關するもの是なり此二者は新刑法が舊刑法を改正するに至りたる理由中の主なるものに計上せられたるに拘らず前者は懲治規定を全廢して滿十四歲以下の少年罪囚を全然刑法の管轄以外に脫去せしめて顧みず後者は徒らに刑を加重して其累犯を防遏せんと欲するに過ぎず果して能く他の改正規定と相俟て其趣旨を貫徹し最も頑强なる最も恐る可き犯罪を宜しきに制御し宜しきに鎭壓し得可きか否なや々予輩は先づ我新刑法の主義と理論に於て酷く其非を鳴らさざる可からざると同時に此二大

缺點あるが爲め折角の我帝國に樹立したる刑事政策をして豫期の如く効果を收むる能はざらんことを切に憂慮して已まず蓋し不良幼年者は犯罪の孵卵にして累犯者は犯罪固疾者なれば前者を宜しきに訓育懲治し再び犯すことなからしめんことを期せざる可からざるは勿論後者を犯行不能の狀態に置かんことを計らざる可からず是れ國家刑事政策の主なる要求にして又正に刑法の主なる職司たり故に今之を併せ論ずるは刻下の急務にして實益あり興味ある問題なりと雖も浩瀚に失するを恐れ右幼年者に關する刑事法論は之を後日に語り玆には單に累犯者殊に改善不能の累犯者に關する刑事法論のみに止めんとす而して論の順序は第一項總論、第二項比較法制論、第三項結論とす

第一項　總論

累犯は前に懲役の刑に處せられたる者其執行を終り又は執行の免除ありたる日より五年內に更に罪を犯し有期懲役に處せらる可き場合の總稱にして再犯あり三犯あり甚しきは十數犯ありて其犯罪者を累犯者と言ふ此累犯の原因を探究するときは二種あり一は一般原因他は特別原因とす

其一般原因に屬するものは夫の普通犯罪の犯罪的傾向發達に資する所の各犯人の生理的若くは人類的原動力、智能的若くは道義的原動力、氣候若くは風土に因る原動力、並に其他社會的一般の原動力

等にして

其特別原因に屬するものは一度刑罰の執行ありたる結果に依りて墮落せる者にして此墮落者の系統を探究する時は更に少くも二種に分類することを得可し卽ち一は既に獄內に於て墮落する者と他は出獄後墮落する者是なり其出獄後墮落する者は卽ち彼等か一度獄舍の粟を食みたるの故を以て多くの人々は彼等に同情せず彼等を救恤せず彼等を使用せずして一概に彼等を擯斥し彼等を近かずけざるを以て彼等は良民と伍するの機稀にして多くは再び不良の徒と交るの已むを得ざるに立至り復昔日の如く社會上の地位を得る能はざる悲境に沈淪して終に自暴自棄し再び罪戾を犯すに至る可きは殆んど彼等の常徑路にして爲めに刑事社會學家は此再犯を形容して社會共犯罪(Complicité sociale)と言ふ蓋し此場合に於ける再犯に付ては社會も亦其責を免る可からざるを意味せんが爲めなり故に刑事社會學家は此種の再犯を撲滅せんが爲めに或は免囚保護制度を擴張せんとし或は復權の條件を可成簡易ならしめんとし或は犯人の前科簿作成の形式を改良せんとする等總て此等の再犯に關する國家の刑事政策を講究して已まず佛國法制に於ては此受刑後の豫防行政(Des moyens préventifs de la récidive, ou, Des moyens de résoudre de lendemain de la peine)なる重大題目を解決する爲め左の各種の法律を公布したり卽ち

一、千八百八十五年八月十四日の公布に依る再犯豫防法(監獄則、假出獄規定、免囚保護規定、復

權規定）

一、千八百五十二年七月三日改正佛國刑事訴訟法第六百二十一條第六百二十二條第六百二十六條第六百二十七條第六百三十條第六百三十一條第六百三十二條幷に一千八百八十五年八月十四日改正同法第六百二十三條第六百二十四條第六百二十八條第六百二十九條第六百三十三條並に一千八百九十八年三月十日改正同法第六百三十四條等

一、千八百九十九年八月五日の公布に係る犯人前科調法並に復權法

一、千九百一年七月十一日の公布に係る右犯人前科調法並に復權法の一部改正法

にして其既に獄内に於て墮落する者は刑罰の執行自身に依りて發生するあり或は監獄の制度に依りて感染するあり前者は主として刑罰の短期に失し若くは刑罰の嚴酷に失して兩者何れも能く犯人を改善し若くは威嚇し若くは犯行不能の狀況に置かざるが爲めにして後者は他の惡因より危險思想を敎唆せられ注入せられ奬勵せられて茲に悲しむ可き惡意を包藏蓄積せしむるに至り就中夫の偶發犯人の部類に屬する者は此際屢々慣習犯人と化し若くは不敵の犯人と成るの例に乏しからず豈に恐る可き事ならずや晩近學者の唱道する所に依れば夫の短期自由刑は右刑罰の執行自身に依りて犯人を墮落するものの主なるものゝ一にして又之が反動的に刑罰峻嚴に失する場合も其主なるものゝ一に計上す而して今

日諸國に行はるゝ雜居の監獄制度は其制度の不備より罪惡を因徒間に感染する主なるものゝ一に位すと言ふ佛國法制に於ては未だ不十分ながら此弊害を幾分にしても豫防せんが爲め左の各種の法律を公布したり

一、千八百七十五年六月五日の公布に係る監獄制度一部改正法（各縣監獄の夜間獨房制）

一、千八百八十五年八月十四日の公布に係る假出獄法

一、千八百九十一年三月二十六日の公布に係る刑の執行猶豫法

一、千八百五十二年二月二日の公布に係る擧法（此法律に於て擧犯者に科する刑罰は主として多額の罰金制を採用せしが從前の短期自由刑よりは遙に効あり著しく擧犯者を減するに至りたりと言ふ）

如此累犯原因に種々ありと雖も尙ほ夫の無籍者若くは浮浪者の如きは初犯以前より業既に其生活狀態に於て將た又其性情に於て一度比較的寬なる短期自由刑の獄制に觸るゝときは殆んど十中八九非社會的不矯正的なる累犯者と化了し所謂實驗學派の伊太利刑事諸大家ロンブロゾー（M. Lombroso）ヘツリイ氏（M. Ferri）ガロファロ氏（M. Garofalo）等の唱導する所の所謂生來犯人に性別せられずんば少くとも所謂慣習犯人の部類に編入せらるゝものたり

此累犯者中の到底改悛の見込なき所謂改善不能の累犯者に就ては學者並に立法者か常に研究を怠らず

之が政策に就て最も苦慮する所の主題にして既に夫の一千八百九十年露都に於て開催したる萬國監獄會議に於ては此題目に就き極めて愼重に許多の議論を討議したる結果累犯者中到底改善不能の累犯者あることを認め之に對する政策として其犯人の狀情に依り或は刑罰服役の後永く或は强制勞役場に送致するか或は長期重禁錮を科するか或は又犯人の狀情に因り內地に歸らしむることを得る條件の下に遠隔の僻地若くは島嶼に送致す可しと爲せり(佛文同會議錄中第一編及び第二編參照)而して一千九百年及び一千八百九十二年の兩度白耳義國に於て開催せられたる刑事人類會議に於ては寧ろ累犯者と初犯者とを問はず苟くも改善不能の犯罪者と認むる者に對しては不定期刑制度(La sentence indéterminée)即ち司法官、監獄官若くは其混合委員會等に於て宣告の或る一定の時期に審判せらるゝ場合又は犯人が既に改悛して非社會性を脫したると認む可き場合に於ける條件付釋放申渡の場合の外裁判所が最初犯人を監獄に送致する時其裁判に於て刑期を量定せざる制度を是認したり(此會議に於て主論者たりし學者は「チリー」氏(M. Thiry)フォンハメル氏(M. van Hamel)アリメナ氏(M. Alimena)モース氏(M. Maus)フォン、リスト氏(M. von Liszt)等の諸大家なり(佛文同會議錄參照))然れども此制度の是否に就ては其前後幾多の同一若くは他の會議に提出せられし問題にして最初千八百四十七年ボンスヴイル、ド、マルサンヂー氏(M. Bondeville de Marsangy)(同氏には各種の補則監獄制度論(Traite des diverras institutions complementaires du régime pénitentiaire)と題する著述あり)に依りて首唱せられ次て一千八百八十年「ストツクホルム」に於ける萬國監獄會議に於て主題と爲りデポルト氏(M. Desportes)及ヒ「ルフ

エビユル氏(M. Lieſêjure)等に依りて論難せられ(佛文同會議錄參照)次て又千八百八十五年羅馬に於ける同會議に於ても主題と爲りて(佛文同會議錄參照)後石の萬國人類學會に及びしが夫の千八百八十九年フォン、ハメル氏(M. van Hamel)ブランス氏(M. Prins)フォン、リスト氏(M. von Liszt)の三刑事大家に依りて創設せられたる萬國刑法學會に於ても千八百九十三年巴里に於て開催せられたる際並に千八百九十四年白耳義に於て開催せられたる際此主題に就き論難せられし(佛文同會議錄參照)ものにして現に北米合衆國は一千八百七十六年ブロックヴエー氏(M. Brockway)に依りて指揮せられ創設せられ就中ニューヨルク洲の「エルミラ」(Elmira)の營造物最も完備し良効果ありと言ふと雖も未だ他の立法例に於て採用せざる所のものなり佛國に於ては此改善不能の犯人に對する刑事政策として左の各種の法律を公布したり

一、千八百八十五年五月二十七日の公布に係る累犯者の住居制限法
一、同年同月同日公布に係る累犯者處分法(逐放法又は流謫法)
一、同年十一月二十六日の公布に係る累犯者に關する布告
一、千百八十五年八月十四日の公布に係る累犯豫防法
一、千八百九十二年七月三日の公布に係る未決拘留通算法
一、刑法に於ける死刑及び無期刑の規定

一、千八百九十三年十二月十八日累犯者の結社取締法
一、千八百九十四年七月二十八日無政府黨引誘禁止法
一、千九百一年七月十日並に一千九百三年四月三日、及び一千九百四年三月三十一日、及び一千九百七年七月十九日等に公布せられたる前記累犯者に關する各一部改正法

備考

累犯原因に就き佛伊白諸國の刑事學大家の論述したる著作を掲ぐれば

一、「オリヴエイロナ」氏の累犯の原因並に其緊束方法に就て（D' Oliveyrona, Des causes de la récidive et desmoyens d'en astreindre les effets）
一、「アンリー、ヂョリー」氏の犯罪論（Henri Joly, La lutte contre le crime）
一、「フェルリー」氏の刑事社會學論（Ferri, sociologia criminale）
一、「キュスェ」氏の監獄學並に監獄結論（O Cuche, Traite et de la législation pénitentiaires）
一、「アルベル、バタイユ」氏の犯罪原因論（Albert, Bataille Causes Criminelles）
一、「サレイユ」氏の刑罰適用論（Saleillis, L'Individualisation de la pnse）
一、「ガロファロ」氏の犯罪學論（Garofalo, Criminologie）

一、「プランス」氏の刑事學と成文法（Prins, Science pénale et droit positif）
一、「ヴイダル」氏の刑事法並に監獄學講義（Vidal, Cours de Droit criminel et de science penitentiaire）
一、「タルド」氏の刑事哲學（Tarde, La Philosoyhie pénale）
一、「フランク」氏の刑事哲學（Franck, Philosophie du Droit pénale）

等其主なるものとす　（未完）



講演

ルイ十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情（承前）

東京帝國大學法科大學教授　法學博士　中田薫君

すると爰で權限爭ひが出たのは、陸軍の方から故障が出た、我々にそれは引渡さなければならぬと主張する、一方ではいやだといふやうなことで喧嘩となり、其爲めに王の勅裁を經ることゝなつた、そこで勅裁がツーロンの海軍司令官に對して傳達された、曰くお前の部下である所の海軍の監督がピエールメンジユといふものを逮捕したことは是認する、併ながら直ちに此の事件を普通裁判所に移し身分に關する犯罪として訴追せよ云々と、此に於て此の事件はプレボーと云ふ下級の裁判所に移つたのでございます、そこで色々審問をして見ると、どうもおかしいことには自分の名も書けぬし、或は自分の御母さんの事を尋ねても、御父さんの事を尋ねても、親類一同の事を尋ねてもどうも答へが出來ない、自分は小さい時佛蘭西の故郷を出た、それ以來親類も能く知らぬと辯解する、それから自分の住んで居つた家はどうかと尋ねて見ると、それは外側丈けは能く知つて居るけれども、家の内のこ

とは記憶して居らないといふので非常に怪しくなつた、さういふやうな證據を段々集めました結果、終に中間判決を下した、それに依ると先づ判決をする前に利害關係人Ⅱそれは前に申上げるのが順序でありましたが、千六百八十九年の勅令の結果としてカイユの財産といふものは其人の妻君の妹である所のマダムローランといふ人と、これも矢張り親類のタルヂビといふ二人の婦人に歸することになつたのであります所が今度の裁判に於きましては是が直接の利害關係人である、そこで其利害關係人に對して通知を發した、お前が此人を果して眞正のカイユの子と認むるや否やといふことを問ひ合はせやうといふことになつた、所が是がちよつとおかしいのは、此の事件は刑事である然るに事件擔當の裁判官はどういふ譯であるか知らぬが、それを民事として取扱ふやうにしやうと勉めた、其の原因は跡で申上げます、それで利害關係人が果して承認するや否やを問合はせるといふ中間判決を下したそこで本人は判決の謄本を貰つて、利害關係人の二人に送り、自分を本人と認むるや否や答辯を求めた、所が向ふの兩人は驚いて、直ちにそれに對して答辯書を出して、イザックが死んだといふ證據を提出したのであります、提出して同時に是はどうか身分の詐稱として刑事で以てやつて下さいといふことを請求した、所がそれにも拘らず此プレボーの裁判は又妙な判決をした、といふのは被告本人の希望に依つてセニユールドカイユの故郷である所のマネスコに往つて、知つて居る人を集めてカイユ

の子息であるや否や立證せしめよふと云ふ、中間判決を下した、之に對してマダムローランの方では直ぐ中間判決に對して上訴をした、エックスにあるパールマンに上訴したのである、それで此の上級裁判所で審理して居るとその中にローザンに居る御父さんから重ねて有力なる證據が提出された、即ちローザンの國法に遵つて身分の證明に必要なる一切の手續を了して、ローザンの裁判所及びベルンの共和政府の確認を經、それから又佛蘭西の公使が居る、それの確認を經て最も威力のある證據を拵へて送つて來た、そこでパールマンはどうしても之を刑事で訴追しなければならぬといふことに決定して早速原裁判所に戻して飽まで之を刑事で訴追せよといふことを命じた、然るにブレボーの裁判所ではその命を奉じない、どうしても民事にしやうと云ふことで最終の判決をする前に一方は刑事、一方は民事といふやうな手續に爭があるから、其手續の爭を決する必要があると云ふ中間判決をした、なせさういふことをしたかといふと、ブレボーの裁判所の方では一つの何か豫期して居ることがあるそこでさういふ中間判決をして仕舞つたのである、そこで相手方のローランの方では直ちにパールマンに上訴した、すると原裁判所が豫期して居つた如く今度はパールマンの方の意見がガラリと一變して仕舞つて、さうして此事件を全部パールマンの方へ移さしめ、矢張り民事上の訴訟として之を維持するといふ意味で以て、被告が曾て申出た如くマナスコに行つてその土地の人を集めて被告が果してカ

イユの子息であるか否やを證言せしめた、すると是は眞正なイザックである、私の若い時に始終見て居たイザックであると皆な被告をイザックと確認する、中にはマダムローランに能く似て居るといふ人がある、百人以上集めて見ると皆さうである、これには相手方の方では餘程困つた、けれどもこつちも有力な材料を集めて戰つた、其材料としては非常に良いものがある、辯護士であるとか學校の先生であるとか、さういふ人が證人である、加之ローラン夫人はコウ云ふことを申出した若し我々の提出する證據が不充分であるならば、裁判所からローザンへ判事を出張せしめて、彼地で證據を蒐集して下さいとコウ云ふ申出をした、此申出は受理されたが併かし主任判事は遂に實行しなかつたのであるこう云ふ鹽梅で色々變化があり、日月も大分かゝつて、遂に千七百六年に至りパールマンの判決が出ました、それに依るとピエールメンジュはカイユの眞の息子である、それ故に一旦ローラン夫人やタルデビー夫人が取得したカイユ家の財產は此のカイユの正統の相續人に返還すべしとあります、ローラン夫人の方では非常に驚ろいたがパールマンは最高審の裁判所であるから仕方がない、只だ殘て居る唯一の救濟方法は國王に直訴して覆審の許可を受くることの外ないのである、これも國王の會議で許可するか否や分らない、併かし兎に角く國王に直許したのであります、何故にパールマンが此の如き判決を下したかその理由は判決文には書いてありません、といふのは當時の訴訟手續に依りますと

判決にはさういふものは書く必要がない、唯一つ此の理由書を必要とする場合は敗訴者がバールマンの判決に不服を唱えて國王に覆審の許可を求めた場合にバールマンは國王の下に判決の理由書を提出せねばならぬのであります、扨てエックスのバールマンは如何なる理由書を提出したかと云ふに、四つばかりの理由を擧げて居る、第一には本當のイザックは死んで居るといふことであるけれども、併ながら他の一面には二十年或は二十五年も見えなかつた人が被告をイザックなりと明言した、して見るとイザックは死んでは居らぬ故に被告はイザックであると斷定しなければならぬ、第二には身分に關する訴訟といふものは疑がある場合には現狀を維持するのが原則である、故に此の度の場合に於ても被告の利益に於て判決しなければならぬ、第三には肯定する二人の證人は否定する數人の證人よりも有力なりと云ふ法律格言がある、所が此の場合に或る者はイザックでないといふけれども、他の方にはイザックなりと主張する人があるから、それ故に本人の利益に於て判決せねばならぬ、それから第四には罪の疑はしい場合には被告の利益に解するのが當然である此の四個の理由を擧げて居る此の如き理由の價値なきことは法律家でなくても素人が見ても明らかである、所が眞正の理由は全く別に存するのである、と云ふのは此の判決がありまして一週間ばかり經ちますると、疑問である所のイザックたる者が或る家の娘と結婚をした、所が其の娘の母は今度の事件の關係裁判官であるビルスープ

といふ人の從弟である、而して當時の裁判長をして居つたマルイベルニーといふ人の再從兄弟になる、それから又たホアイエーと云ふ裁判官の緣者である、此の三人の裁判官の緣故となつて居る娘と所謂イザックは結婚をした、所が判決をする時には判事が十一人で、其の中六人が贊成した而してその六人の中三人は今度イザックが結婚をした女の親類である所の三人の判事である、そこで想像が附くのである、さういふやうな理由だけれどもそれを決して書かない、又書く譯にも往かなかつたのである、今申上げたやうな妙な理由を附して答へた、所で王の會議の方でもどうしやうかと考えて居る中に、非常なおかしな事といふよりも困つたことが佛蘭西に起つて來た、といふのはベルンの政府の名に於て佛蘭西の國王に手紙が來た、それに依りますると、承れば今回私共の方に佛蘭西から逃げて來て、久しく來て居られる所のセニュールドカイユの息子の死んだことは確であるべきのに、其子といふものが佛蘭西に現はれて來たさうである、さうして其裁判になつた所が、裁判の結果眞正の子であると御認めになつたさうである、併ながら私共の方の政府ではセニュールドカイユの長男のイザックは確に死んで居るといふことを認めて居る、それ故に父である人が我々の政府に色々の證據書類を持つて來て、相當の手續を經て確認を願つた時に、我々の政府は色々盡力をして確認を與へた又其當時の佛蘭西の公使も確認を與へた、然るにそれにも拘らず佛蘭西のバールマンでは其證據を少

しも認めないで、却て反對の判決をされたといふことは甚だ遺憾に思ふのみならず、これはベルン共和國の大恥辱であつて、非常に遺憾に思ふのであるから、願くはも一度どうか審議をして貰ひたい、それに付ては私共の方で何か御用があるならば充分の御手傳を致しませうと、公文を以て國王に充てゝ來た、所が困つたことには此頃は佛蘭西は國際上に於て孤立であつて、同盟軍が四方から這入つて來て、佛蘭西は手ひどい目に遭つて、大分領地を取られて居る唯誼みを持つて居て變らないのはベルン丈けが自分の味方である、所で此時に於てベルンの政府が斯ういふ交渉をして來たのに對して若も同意しないとベルンが同盟軍に附くかも知れない、佛蘭西の政策としては甚だ不利である、そこで佛蘭西の朝廷は非常に慌はてたのであります、何と佛蘭西の國王からベルンに回答したか、其文書は遺つて居ないのであります、兎に角長時間の會議を數回經た後、覆審を許可することになつた、其當時覆審を許す場合に於ては何處の裁判所で覆審をするか指定する例であります、それで此事件は巴里のパールマンで覆審することになりました但し民事として取扱えとの命令であります、といふのは刑事として取扱ふと前の裁判の色々襤褸が出て來る恐れがあるからであります、そこで巴里のパールマンで民事として覆審をしかけて居りますと、此に又意外なことが出て來た、此前に被告がマルセーユに居つた時或る夫人と秘密の結婚をして、本當の夫に代つて夫に爲り澄して居つたといふ事を申し上げました

が、所が此の女房が突然巴里のパールマンに訴へ出て、あの男が本當のピエールメンジでございます私の本當の夫でございます、それには斯う〳〵いふ證據があつて、御寺にも記錄があるそれが今度又結婚をしたといふのは二重の結婚であるから宜しく罰して呉れろと訴へ出た、併かし國王の命令は民事として取扱えとあるから今これを刑事に變する次第には行かないから此の女房の訴は後廻にして覆審を繼續しました、それから裁判をして段々證據を擧げて見ると自稱カイユは僞名であると云ふことが明かになりました、それから色々な體格檢査などを行つて見たりして、終に判決を下しました即ち原裁判といふものが間違つて居るといふことになりました、それ故マダムローラン其他の利害關係人に損害を掛けた丈けは賠償する、又遺産として原裁判に依つて受取つた所のものは返せ、又訴訟費用はまけれども、併ながら取返しの附かないのはセニョールドカイユがまだ覆審の始まらない中にローザンで此事に心配した爲めに死んで仕舞つた、又た此事件に關し甚だ不公平なのは、前裁判に私曲があつた三人の判事である、斯ういふ謀みをして居りながら一向制裁を受けなかつたのであります、誠に呆れた次第であります、僞名者のピエールメンジユは重婚の罪人として更に裁判された譯でありますが、それは記錄が殘て居りませぬ、斯ういふやうな風で此裁判も前の事件と同じく當時の裁判官と

いふものが如何に非常識であり、且つ種々の政治的、社會的の事情の爲めに支配されて居つたといふことを示して居る適例であります。

大分長くなりましたから是で止めることに致します、甚だ面白くないことを御話いたしまして、甚だお聽苦しいことであつたらうと思ひますが、唯幾分なりともルイ時代、佛蘭西の國威の揚つた時代に於ける裁判は斯の如き悲むべきことがあつたといふことを御分りになりますれば滿足いたす所であります。（完了）

各自端守

文學博士　南條文雄師

今日初めて罷出たのでありますが、是から一時間許りお話を致して見やうと思ひます。其お話の題として茲に四字書出してございますが、此前後に言葉があります。是は私共の最も幼年から讀み慣れて居る專門の佛經の中の一句であります。此句の前に三句ありて「主上爲善率化其下轉相敕令各自端守」と斯うあります。上に立つお方が善と名の付くことを爲されて下に居る者を率いて感化される。さうすると下に居る者も轉た相敕令で次第々々に互に相戒め合ふて各々自ら端しく守る。其後に「尊聖敬善仁慈博愛」といふやうな文字が出て居ります。此一句の意味を說明致しまする爲に此れからお話しすることは、豫て皆さまは私共の口から今日お聽きにならなくても彼方此方でお話したことがありますから御承知であらうと思ひます。私共は何所へ出てもいつもお話をすることは大概同じことであつて珍らしいことは何も心得て居りませぬ。私が是よりお話致して見やうと思ふのは一時間が少し延びるかも知れませぬが、そこは前以てお斷りして置きます。

私が丁度明治九年の八月に英國の倫敦に參つた時に、高知縣出身の方で其後歸朝をして更に米國に渡つて彼地で亡くなられた馬場辰猪といふ方があつた。あの馬場君が親切に私共を訪ねて、其年の二月倫敦で出版になつた雜誌に「佛けの說敎」といふ題で書いてある。それはチルダルスといふ人が辯護士（ストル）といふ身分で英國の領地である印度の南の錫蘭島に渡つた時に其所に傳つて居る佛敎の書物を研究して見たところが面白い語があるといふので、それに感じて全文を英譯にして出した。これは「コンテンポラリーレビウ」といふ雜誌であります。今でも每月一回宛出て居りましやう。それを馬場辰猪君が見出して自分に取つては非常に面白い、日本に居た間は一向佛敎の話などを聽く遑もなかつた聽かないで唯だ噂に聞いて居つたのに、佛敎といふものは過去がどうの未來がどうのと昨日のことや明日のことばかりいつて今日唯今のことは餘り重きを置かないといふやうな評判だけ聞いて居つたと

ころが、其雜誌に出て居るので平生の考とは正反對で、現在唯今親は子に對し、子は親に對し、師匠は弟子に對し、弟子は師匠に對し、夫は妻に對し、妻は夫に對し、親戚朋友互に、人を使ふ者と、人に使はれる者との心得、宗教の話を聽く者と、聽かせる者の心得、誰も頭の上らぬやうに箇條を立てゝ佛即ち釋迦如來が說かれたといふ、さういふ物を讀んだが、あのやうな話のある書物は日本にはなかつたのかと、斯ういふ馬場君の尋ねでありました。これから無いどころかそれは多分「六方禮經」といふ經文の話が出たのであらうといつた。其れならばどういふ文章で日本に傳つて居るか。無論漢文である印度の言葉の原書が古くから支那に渡つて漢文に飜譯した中に「佛說尸迦羅越六方禮經」といふ短い經がある。どうゞ其外にはないと思ふ。六方といふのは何か。それは東西南北と上下の六方ぢや成るほど僕の讀んだのはそれぢやといふやうなことで、私は橫文字は縱も橫も一つも讀めない儘で東本願寺から英吉利へやられたのであるから橫文字を見せ付けられても分るものでない、併し幸に漢文の方で見たことがあつたからさう答へたといふやうなことがありまして、其後其英譯の方も讀んで今持つて居ります。又原文も「サンスクリット」から轉じたといふ「パーリ」語といふので殘つて居るが、此話が非常に私自身が感化を受けた話で、先年內務省で催された感化救濟事業講習會の節內務省へ行つて二時間此話をしたことがありますが、是は斯ういふ話です。釋迦如來が印度のあちらこちらに暫

くづゝ足を止めて居られた中に、摩竭陀國の王舍城といふ都がある。其直き傍の山に住つて居つて毎朝市街へ出て來られた。ところが或る朝のこと向ふを見ると若い男が身體を淸めて東西南北上下の六方に向つて四遍宛禮拜をして居る。大概分つて居るけれども態とそこへ行つて何んの爲に東西南北と上下に禮をするそんなことをして何になるといふて尋ねたら、其人が非常に正直の人であつた。それは尸迦羅（シーガーラ）といふ印度の長者であります。日本では金持のことを長者といふが、印度では室禮瑟土賓（シュレーシュチス）といふ。其人が何んの爲なるを知らずと答へた。是ほど正直のことはない。孔子が自分の弟子の子路に「知レ之爲レ知レ之不レ知爲レ不レ知是知也」といつて子路が勇氣に任せて知つた風をして失敗するのは愚然であると思はれて戒められたことがある。又西洋の學者も「汝自身を知れ」といふやうにいつて居るが知らないから知らぬと正直にいつた。さうするとそれには大に譯がある。唯だ朝暫くの間六方に向つて頭を下げて一日の用が濟んだと思つたら間違ぢや、それには大變な心得があると斯ういはれた。さうなると今までは知らない儘に親の遺言であるといふので朝の一つの仕事として六方に向つて禮拜をして居つたが、それには心得があるといふことを自分の親に代つて話して呉れる人が出て來たのであるから、是は人情として其譯を聽きたいと出て來る、そこで何か之に就ての心得があるならば承りたいと出て來た。如何にもこちらの思ふ壺に這入つて來たのでそれから聽かせるといつて、初めに先づ友

を擇ぶといふことが段々申してありますが、今日はそれはお預りにして、六方に向つて禮をするといふことを話のかゝりにしたのであります。それで奇態な話で、東の方に向つて禮をするといふことに就きましては、子として親に對して五箇條、親として子に對して五箇條、斯ういふ風の話です。これを一つ宛片付けて行きますが、何も東といふ方面と親子といふものと何とか關係があるか、そんなことを考へる理屈はない。唯だ話の手がゝりであります。尺迦羅なる者が東の方に向つて四遍頭を下げる、それで一日の用が濟んだと思つては心得違ひだといふ所から、先づ子として親に對する五箇條、親として子に對する五箇條、此五箇條さへ守つたら孝子だの慈父だのといふ譯ではないが、其五箇條等を私が明治二十六年の夏深川の富岡門前町の西念寺といふ西本願寺に屬する寺で裏店住ひの何も一向分らぬやうなお爺いさんお婆さんの集つた時に話した、其筆記を茲に持つて出ましたが、是はチョット足かけ二十年前の私の演說でありますが、之を少し讀んで見ませう。今私が讀む箇條は支那では餘ほど古い飜譯であります。後漢の明帝の永平十年、西洋の年代では紀元六十七年に初めて佛敎が印度から支那へ渡つたといふ。それから百年ばかり經まして安息國から支那へ渡つて來た安世高といふ者が飜譯した其言葉でありますが、先づ子として親に對する心得の

第一は「當さに生を治むることを念ふべし」で生命を保つ爲に財產を治めて取締をすることを思へといふので、此箇條を讀むや否や思ひ合せたことがあります、それはモウ今では大分古くなつたが、明治四十二年の一月九日の事です、其夜に橫濱の高島屋の支店に話に參つて六方を皆話せなかつたのです。餘ほど注意して話しませぬと皆お話が出來ませぬが其時は二席に分つて唯だ此東の方だけを話したと思ひます。其時此箇條を讀むや否や其前年即ち明治四十一年の十月十三日に下し賜りたる戊申詔書のお言葉を圖らず思ひ出して、三千年昔し印度で釋迦如來が說かれし六方禮經の五十六箇條の第一箇條と此戊申詔書のお言葉とキツチリ思召が合ふと思つて非常に私は深く感じたのであります。戊申詔書には御承知の如く「宜く上下心を一にし忠實業に服し勤儉產を治め」と仰せられてある。今のは生を治める即ち子が親に對しては親から讓り渡された生命財產を治めて取締をすることを念頭にかけて忘れるなといふので是が先づ第一箇條であります。之に就て二十年前に斯ういふ工合に申しました（博士小冊子を取り出す）「子として親の財產に傷けることがあつてはいかぬ。親の財產を增し家が榮へるやうに心掛けるが必要である」といつて置いた。此箇條から見れば釋迦如來の時代に財產を治めることの出來なかつた者があつたに違ひない。此箇條の裏を見て行くと三千年の昔の印度の有樣が分る親の物は子の物だといつて使ひ果した者があつたからさういふことをいはれたのである。それで各自端守と云ふ四字を此話で說明しやうといふのであります。

第二箇條は「早く起きて奴婢に敕令して時に飯食を作らしむべし。」是は親子一緒に住つて居る時の心得であります。毎朝のことであるから子たる者は親より早く起きるやうにして召使に敕令する……日本では敕令といへば無論陛下のお言葉になりますが、先づ旦那が召使に敕令して時に遲れないやうに飯食の用意をさせよ。何時でも年寄の目の覺めた時に食事萬端の出來るやうにして置かなければならぬといふので、之（小冊子）を讀んで見ると「若い者は早く起きて飯を拵へなければならぬ。自分で出來なければ召使の者にさせても宜い、兎に角老人が何時起きても不足のないやうにしなければならぬ男子でも女子でも同しである。ナーニ寢て居つたらお母さんが起るであらう……そんな者があつたに違ひない。釋迦如來は何んでも御承知で細かな所まで說かれてある」といつた。

第三は「父母の憂惱を益さゞるべし。」親たる者の子に對する心配は澤山ありませうが、第一病氣を煩はないやうにといふことを最も憂へて居る。其父母の憂惱を增さないやうにと注意せよといふのである。論語に「孟武伯問ゝ孝、子曰父母唯其疾之憂」といふことがある。私が前後七年半英吉利に居つた間に親共から呉れた手紙にいつも病氣をしないやうに注意せよといつて來て呉れたので、病氣をしては大變だといふので注意して病氣なしで歸つて來ましたが、其位のものである。

第四箇條は「當さに父母の恩を念ふべし」といふので是は說明には及ばぬ。

第五箇條は「父母疾病あれば當さに恐懼して醫師を求めて之を治せしむべし。」皆是は當り前である。父母が病氣になつた時は恐れ懼れて心配して醫師を探し求めて之に治せしめよといふので、是が子として親に對する五箇條である。此五箇條は當り前です。此五箇條が守れたから何所からか孝子として御褒美が下らうかなどとそんな慾張つたことではいかぬ。忠臣は忠を知らず、孝子は孝を知らず。先づ之は子としての心得であります。

今度は又親となつた時子に向つてはどうかといふことが直ぐ出て來る。

其第一は「當さに惡を去り、善に就かしめんと念ふべし」といふので此箇條を讀んで又戊申詔書のお言葉を思出しました。戊申詔書の先刻讀み上げた續きのお言葉に「惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き」と仰せられてある。華美の事を去つて實着なる所に就けと仰せられてある。今惡を去つて善に就かしめやうと思へといふ、是は口だけでは行きませぬ。親たる者は子に對して惡を去りて善に就けと口でいふよりも體だでやつて見せぬければならぬ。行ひの方が先にならなければならぬ。君子は其言を後にして其行を先にすると孔子もいつて居る。

それから第二は「當さに計算書疏を敎ゆべし」とあつて、之を平たく申せば物の勘定を始めとして讀み書き等の事を子に敎へなければならぬ。是も當り前です。自分で一々さう敎へられぬから學校へ出

すことを怠るなといふ意味は無論此箇條にある。

第三は「當さに經戒を持つことを敎ゆべし。」寺の庫には經が一杯ありますが、ある澤山の經文に如何なる事が戒めてあるかといふと「諸惡莫作、衆善奉行」即ち惡と名の附く事は決して爲すな、善と名の付いた事ならばどこまでもやれといふので、是は經文の戒めである。是も親たる者は子に敎へなければならぬ。併し口ばかりではいけません、自分がこれを守つて解せなければならぬ。

第四箇條は餘ほど奇拔な思ひも寄らぬ箇條です。「當さに早く與めに婦を娶るべし」といふのである成るべく早く我子の爲め嫁を取つてやれといふ箇條である。是は餘ほど面白い箇條と思ふ。皆さんも御承知でありませう、印度は早婚の最も甚しい國であるといふことである。それにも拘らず斯やうな箇條を立てられたといふのが餘ほど面白いと思ふ。子として親に對して彼是いふ箇條ではないのです親となつて子に對する時の心得である。之を親たる者が等閑にして置くから孟子にも「鑽ニ穴隙ニ相窺踰ニ牆而走」とあるが、今日の新聞の三面記事トサツパリ變らぬのです。誠に不品行極つたことを始めるのです。是は男の子の爲には嫁を取つてやれといふのだから、女の子の爲には早く夫を持たせよといふのである。

第五には「家中の所有は當さに之を給與すべし。」で親の家の所有物は子供が段々年を取るに從つて早く與へてやれといふのである。

斯ういふ工合に東に向つての五箇條が立てゝある。終ひの方は一つ六箇條になつて居る。そこまで行きませぬと片憎みになるやうですから大急ぎに五十六箇條を皆さんに聽いてお貰ひしたいと思つて出て參つたのでありますが、是は御承知でありませうが「一奉五指」といつて私共の專門の事を研究ある時に用ひる言葉で一つの奉を開けば五つの指になる。子なら子、親なら親として、各自端しく此五箇條を守つて行かなければならぬ。

それから今度は南の方です。南は師弟の道を申してございます。先づ弟子として師匠に對しては、自分の今まで知らなかつた事を承つて、大變心得になる事を聽かされることがあるとすれば、それに依つて自分も分つて來るのであるから、先づ弟子として師匠に對する心得の五箇條の

第一は「當さに之を敬難すべし。」尊敬し畏れはゞかる心を以てかゝらなければならぬ。輕蔑してかゝると敎は輕くなる、敎を敬ふのであるといふことでございませう。

第二は「當さに其恩を念ふべし。」是は當り前のことである。

第三は「敎ゆる所は之に從ふべし。」敎へて呉れた事には從つて參らなければならぬ。

第四は「思念して厭はざるべし。」あの人のことを思ひ出すも嫌やだやといふては迚も其人に心から

服することは出來ませぬ。

第五は「當さに後より之を稱譽すべし。」是はどういふことかといふと、私は極く通俗に此意味は斯うもいへやうかと思ひます。「師匠に向つて先生は偉いと面前で褒めるものではない。面前で褒めるものは今度は蔭口をいふ。斯ういふ者が日本に無ければよいが、廣い世の中には隨分あります。それ故に佛は褒めるならば後とで褒めよといはれた。固より師匠なるものは褒められる價値がある。價値があればこそ師匠である。それを面前で偉いと褒めるは宜しくない。」是はチト云ひ過ぎたか知れませぬが、先生に向つて先生は偉いといつたら先生はニコ〳〵喜んで居ると、後ろへ行つてベロリと舌を出す。さういふ者が世の中には澤山あります。是が誠に人間の心の輕薄なる所を現はすのであるからどこまでも實着でなければならぬといふ所からして此箇條が立てゝある。私共の宗旨が火の消へかゝつた樣になりて居たのを再び明かにせられた方を本願寺八代目の蓮如上人と申します。今月の二十五日が亡くなられた命日であるから思ひ出すのでありますか、其方の言葉があります。それは「神にも佛にも馴ては手ですべきことを足にてするぞと仰られける。如來聖人善知識にもなれ申ほど御こゝろやすく思なり、馴申ほど彌渇仰の心を深くはこぶべき事なる由仰られ候」といふので、物事は初めの間は丁寧にして居るものも慣れて來ると粗末になる。慣れるほど注意をし丁寧にせなければならぬといふ戒めであります。下女などにしても來た初めは、今度の下女はどういふ心得の者かといふことを氣を付けて居ると。お客樣があるそこへ座布團を出す。見ない風をして居ると初めの間は手で持つて來てチャンとやつて居る。段々一ケ月二ケ月となつて慣れて來るとそこらに誰も居らぬと足でやつて仕舞ふことがある。（笑聲起る）是は餘りヒドイことをいふやうですが、それに似寄つたことが隨分あるから各自に愼守したいのであります。此箇條は皆融通が利くので五十六箇條どこへ向けても間に合ふのであります。是が弟子として師匠に對する心得である。（未完）



資料

怠惰を強ひられたる囚人

本篇は北米ペンシルバニア監獄協會より年々發行する監獄紀律及博愛に關する雜誌に掲載せるペンシルバニア監獄協會々長セー、エル、ベーリー氏の所說を譯せしものに係る

ペンシルバニアの法律は就業囚の數を全囚人の百分の三十五に限定したる結果自餘の多數の囚人は怠惰を餘儀なくせらるゝに至り如何なる刑よりも峻嚴なる刑を受くる而して痛苦を以て吾刑罰制度の主要なる目的とせば夫は疑も無くペンシルバニア法によりて之を達することを得べし

然れども如斯制度は犯罪人の改善に關し何等の考慮をも拂はざるか又は實に徹々たる留意を爲したるに過ぎざる遠き過去の遺物に屬す。

勿論犯行を敢てしたる者は刑罰の苦痛を甘受す可く之に依て社會は犯罪より保護せらるゝを得可し、然るに人道及び耶蘇敎は其に彼等囚人は法の拘束に服せざる可からざると同時に一面に於ては出獄の曉に彼等をして有爲なる着實なる市民たらしむるが爲に其惡性を矯正し善良なる習慣を授け之を改善することに努力す可きことを要求す。

然れども不道德及び身神の墮落に有力なる原因を與ふる所謂懶惰なる狀態に拘禁することによりては

此目的を達することを得ず。此の怠惰を強制したる法律は啻に受刑者にとりて殘酷にして人道に反するのみならず國家の立場より見るも實に不用意なる立法と云はざるべからず、今囚人を使役するものとせんか彼等は其在監費の全部と迄には至らざるも其の大部分を獲て以て社會の監獄費の負擔を輕減し得るのみならず更に彼等の家族扶助等其入監中何人かによりて負擔せらる可き多大の費用を支辨し得可し

目下の制度に於ては當面刑の苦痛を受くる者は罪囚にあらずして寧ろ彼等の家族即ち無辜の妻子なりと云ふを得べし。

之の怠慢を强制したるに付き責任を有する立法者が自ら其無策且不當なる制度たることを覺らざるは驚愕の至りならずや。獄内に於て自ら働き自ら活くることを囚人に許さず之を徒食せしむる爲め監獄外に在る同等の勞働者に課稅す

其怠惰たる決して彼等の犯罪性を矯正するものにあらずして反對に益々之れを助長せしめ或は出獄後社會を荼毒する技能を增進せしむるものなり。

換言せば獄内の者は各自拱手して衣食し社會の者は彼等を衣食せしむる爲めに勞働せざるを得ず。「爾の額に汗して爾の食を得よ」との神の宣託は他人の粒々辛苦によりて生くる之等囚人に付ては其適用なし。

英國のボルスタルに就て

本篇亦同上雜誌に於ける同協會委員ダニエル、パックレー氏の書翰を抄譯せしものなり

小生は英國に於ける數個所の監獄を參觀仕り候、其中のペントンヴィル監獄に付きては曩に(一九〇九年)ヴォタウ書記より通信有之候間小生はボルスタル監獄を此書簡の主題と致す可く候

ボルスタル監獄はケント州の片田舍に有之候

チヤタム町とロチェスター町との中間に位し各驛より約三哩相隔り居り候チヤタム町にロンドンより急行にて四十分を費せば到着し得られ候。

ボルスタル一小丘の土に在りて美しき谷やチヤタムを通航する船ロチェスターの寺院を一望の下に集め居り候。

ボルスタルは地方の一監獄としてよりも寧ろ他の意味に於て有名に有之候則ち其は同監獄に於て實行せる拘禁中及び出獄後の處遇方法がボルスタルと呼ばるゝことに有之候。之の方法たる非常の效果を奏したるものとして其變態は男女兩性を通じて目下殆ど英國の各監獄に實施せらるゝ所のものに候。

小生がボルスタルを參觀したる時は生憎土曜日にして當監に於ては半休日の一種と爲し居り候故取急ぎ執務中の各部に亘りて視察する必要有之從て參觀二三日前トーマスホルムス氏が余の爲め說明せられたる所を成る可く其語句通りに報道致す外無之候。

一九〇三年以來監獄委員は此處に於て青年男囚を試驗的に處遇し來り遂に舊監獄の名を以て呼ばるゝ所謂ボルスタル制なるものを創設したる次第に有之候

青年を罪惡的生活より救濟し正直にして勤勉なる人民として社會に適合せしむることは國家當然の事業たる可し而して如斯事業の價値を指摘し又は如斯事業が新に刑事行政普通の目的より分岐したるものなることを論ずる必要なし

勿論ボルスタル制度の今日あるに到る迄には監獄委員は常に資金の缺乏に苦しめられ且つ國家が必要なる維持費を給するに吝なる爲め多大の困難ありたりと雖も一九〇八年に至り此の制度の有效なること證明せられたるを以て當國に於ける刑事制度の一種と爲り更に一九〇九年に至り十六歲以上二十一歲未滿の青年犯人のみを收容する各監獄は皆之のボルスタル制を採用するに至りたり

今左に收容者選定の方法其處遇に付き一言す可し。

一九〇八年青年犯人の改善に關する數多の法條を含む犯罪豫防法の通過あり之等の法條を完全に紹介せん爲め其全文を引用す、『懲役又は禁錮に處せらる可き罪に因り公訴狀に依り有罪の判定を受けたる者ある場合に於て裁判所が第一十六歲以上二十一歲未滿の者にして第二其犯行の慣習若くは傾向又は惡漢との交通に因り之を改善せしめ且つ犯罪を抑制するに付き最も利益ありと認むる可き期間中同樣の利益ありと認む可き教令規律の下に留置するを便宜なりと認むるときは懲役又

は禁錮の宣告に代へ一年以上三年未滿の間ボルスタル設備に於ける刑事紀律の下に留置する宣告を爲すことを得。而して國務大臣は本法の目的を達する爲めボルスタル設備即ち留置中の若年犯人に對し實業の練習を爲さしめ且つ教育を爲し得可き場所を設くることを得』此の法律によれば監獄委員は條件附出獄を爲すも閙なしと信ずる囚人を釋放するの權を有す然かれども其の釋放は少くとも六ケ月間執行濟の後に於て爲さる可く且つ假出獄たると滿期放免たるとを不問釋放後數ケ月間監獄委員の監督を受く可し更に此法律はボルスタル處遇を言渡さる可き青年は身神共に健全なる可き旨を規定し又現時に於ては二十三歳迄の青年をボルスタル設備に收容し得可き旨を規定したり

以上はボルスタルの起源及收容する青年の種類に付きての說明に御座候尋て獄內に於ける彼等日常生活の二三を詳細に申上げ候方可然と被存候

入獄する者は先づ入浴せしめられ一定の制服を貸與せられ後本人を受領したる看守長より獄の規定其他必要なる心得事項の讀聞を受け翌朝敎誨師に引見せられ醫師の診斷を受け後典獄の前に呼出さるゝものに候、彼等の經歷技能は勿論敎育の程度、智識、職業、嗜好等は凡て表に記入せられ微細なる事柄と雖も皆記帳せられ以て當局者に於て之等青年將來を監督する參考の資料と爲す儀に候、入監者にして若し或は職業に多少の經驗あり繼續して之に從事せんと欲する者あるときは其職業を爲さしめ若し全然職業に經驗無き者にても雜役に使役し得可しと認めらるゝ者には早速雜役を課するものに有之

候。

若し愚鈍なる者又は將來見込無き者等要するに大に敎育及び練習を爲す必要あり且つ敏捷なる氣風を注入する要ある者には淸潔に爲し且つ敏活を要する掃除夫の列中に編入す。

此處に收容せらるゝ者は皆每朝一時間半の操練を爲し一週三度各一時間の體操を爲し其間は遊戲を爲さしめず操練體操たると又勞役遊戲たるとを不問被收容者は凡て干與し凡ての運動を爲すことを要し此等のものは皆靑年の心身を輕捷ならしむる爲め注意して按出せられたるものとす。

次に敎育も決して度外視せられず每週五時間の敎育を受け一定の試驗に及第する迄は就學を免せらるゝことなし試驗は比較的平易に讀書し得るや文字を解し易く書き得るや又簡單なる描寫を爲し得るや否やに關し更に特別科の設あり、彼等の操行上學術の進步上適當と認めたる場合に於て大講室に於て種々の科目を敎え又種々なる題目に付き講義を聽かしむ、而して時々幻燈を應用して講義の解說を爲すを以て生徒の注意を喚起する上に大なる效果あることは何人も疑はざる所なり、ボルスタルの生活は休息無しの働き通しに非ず大に働かんとする靑年は又大に遊ばざる可からずとは監獄委員も認むる所にして休養のことも等閑に附し居らず行狀善良にして勤勉なる者は五ケ月を經て特別級に編入せられ一週に三晩他の者と共に讀書し休養し又土曜日の午後は季節に應じフートボール又はクリケットを爲すことを得可し、

然かれどもボルスタルの生活は以上勞役敎育休養の三者のみを以て其全部を盡くすものにあらず

して宗教も亦度外視せられず予の見る所を以てせば當監に於ける二三の教誨程深き感動を與ふる教誨に接したることなし、

茲に當監に於ける一日の働作規定を擧示すれば起床朝五時半先づビスケツトに牛乳を食し食後監房掃除七時朝食、パン、粥、マルグリン、特別級に在る者は尚茶、コーヒーを喫し七時半工場に入り又は戸外の勞働を始め正午迄大工鍛治製靴建築園藝料理洗濯等に從事し中食はパン、肉、芋、漬物にして中食と食後の休憩とに一時十分を費し午後五時半迄午前と同樣勞役に從事す、罷業後典獄の檢閲あり後夕食大抵はパン、チーズ、及びコーヒー一杯を喫す。

午後六時十五分教會に集合し教誨師其他の人々の簡單なる訓辭を聽き又出獄後善良なる生活を爲せる者より來りたる同情深き書狀の朗讀を聽く後夜學に移り其終了後午後八時三十分の還房時迄數分間の休憩を爲し間も無く還房後消燈せらる

以上の日課は概に合理的にして又良く實行せらるゝ規程に御座候へ共二三の缺點無きに非ずと被存候然し此制度とても實に微々たる基礎より今日の大を致し建物も漸次建增されたるが如き次第なるを以て之を批難するは酷に御座候夫は兎に角他に一層訓育を容易ならしめ且つ經費を節減し得可き名按有ること疑無しと被存候ボルスタル制度に付きても二三の點は目下改正中に有之候。

例へば假出獄者が四季を通じて完全に善行を保ち得るや否やを實驗する必要上其出獄せしめ得可き期間を少くとも一ケ年に延長せんとの提按有之候。

假出獄者たると滿期放免者たるとを問はず之等の者に對して爲さるゝ監督方は實に賞嘆の外無之候總ての出獄者はボルスタル協會役員の監督の下に有之候同協會役員は免囚保護を目的とする各州六十有餘の協會の助力を得居り候協會の役員は彼等免囚の上に注意深き監視眼を以て臨み又時々協會に報告する者に候其免囚に關する記錄は實に完全且つ簡明にして又大に便利なるものに有之を一見すれば各囚人の一身上の全經歷に通曉し得可く其記錄は種々の事項に亘り幾多の教訓を包含致居候へども之等青年をして良民の社會に自重自持の人として伍せしむるには助力を要することを明證致居候。尤も助力は概ね職業の紹介又は同情ある訓戒指導に外ならざる儀と被見受候。

小生は吾々委員諸兄が皆此等の記錄を一覽せられん事を切望するものに候、此記錄は當に記錄としての效用の外更に驚く可く興味ある人類誌にして實に犯罪原因各人の性格の改善の機會等に關する教科書とも云ふ可く凡て拘禁中にあらざる比較的自由なる時期に於ける個性觀察に基きたるものに有之候若し如斯記錄が各聯邦の當局か或は監獄協會等に於て細心に作業せられたらんには吾人を益すること蓋し多大なるものあるならんと思はれ候、數多の場所に於ては或は新制度を採用し又は新なる狀態に於ける舊制度を採用し居り候、國民性に影響を及ぼす可き移民の大群は亞米利加の海岸に上陸するを以て多數の新しき問題を生せざるを得ざるべく且つ如何なる制度と雖も其失敗の原因に關する精密なる資料なしとせば其改良を爲さんとすることは不可能なる可く且つ我々の事業に於ける個人又は團體の補助以外立法を誘發す可き比較的良好なる武器ありと信じ難く候

所謂純ボルスタル制度は未だ何人も其效果を信じて疑はざる程永き間實行せられたるものに無之候、然れども一九〇九年に出獄したる者に對する統計は少くとも吾人をして其前途に光輝ある希望を囑せしむるものに有之候依之見れば。

一申分なく生活する者　百七十四人　百分の八十二
一監督中の者即ち未だ營生の業を有せざる者　二人
一死亡者　三人
一申分あり自己の過失によりて就職規則的ならざる者　十八人
一失踪者（但シ惡事ヲ爲ス者ト認ムル可キ理由毫モ無シ）　一人
一再び刑に處せられたる者（內一人ヲ除キ他ハ悉ク相當ノ勞銀ニテ雇ハル可キ二三ノ機會アリシニ不拘之ヲ利用セザリシ者）十五人

若し吾國に於ける犯人の百分の八十二が改善せられたりとせば吾監獄も收支相償ふ設備に爲る可く候然れども十六歲以上二十三歲未滿の犯人の全部を收容せざること及成年囚は絕對に之の處遇を受けざることを記憶せられ度候、羸弱又は不具の肉體を有する者に對しては此處遇を爲し難く候、現時此種の不幸なる者に對して言渡す短期刑を以て如何にして不具者又は薄志弱行の者を獨立自活し得る者になす可きかは困難なる問題と被存候、獄內に於ける職業習得期間の餘りに短きが上に英國當局者すらも滑稽にも公用品以外の製作に囚人を就業せしむることを禁ずる法律に拘束せられ居るを以て監獄に於て習得したる職業は獄外に於ては殆ど無益に歸し申候云々。

千九百十二年巴里にて　ダニエルパックレー

靴下作業成績

本表は巢鴨監獄に於て作業せるものを調査せしものにして同典獄藤澤正啓氏の寄送に係るものなり

近時吾陸軍各師團旅團の增設に從ひ之れが所用の靴下其他の消耗品の需用は今後益增大せらる可し於是之れに對する各監獄の委託業の利害適否の研究は亦敢て徒爾の業にあらざるを知る當監獄に於ては本年三月以降靴下十萬足に對する成績の一汎を調查し聊か研覈の材料を得たり勿論就業日尙淺く之れを以て遽かに斯業の前途を卜す可らざるも猶多少參考の資たるを得ん乎

靴下拾萬足に對する成績表

收入之部

延人員	日數	一足ニ對スル工錢	十萬足ニ對スル工錢	備考
八、三〇〇人	一〇〇日	〇、〇〇八圓	八〇〇、〇〇〇	自一月二十五日至五月五日

延人員に對する各分擔別

分擔別	員數	人員數	備考
口先編	五〇〇		
口先編	二、〇〇〇		
爪先	三、三三三		

糸繰仕上雜役人員延	九二四 一、五四三 八、三〇〇

日數百日ニ對スル算出

支出之部

	數量	單價	總代價	備考
石油	石 〇、二四〇	一斗ニ付 一、八〇〇	圓 四三二〇	
水油	〇、二〇〇本	四、五〇〇	九、〇〇〇	
十萬足製作中ノ破損針	九〇九	一本ニ付 〇、〇一七一	一五、五四四	
前同爪先膝針	一〇足	一本ニ付 〇、〇〇七	〇、〇七〇	
製品運搬料	一〇〇、〇〇〇		一三、五〇〇	
計			四二、四三四	
差引計算			七五七、五六六強	但授業手一名一日八十錢ノ給料ヲ百日間ニ計上算出スル時ハ平均一人ノ工錢ハ八錢二厘弱トナル
平均一人ノ工錢			〇、〇九一	

原糸使用明細表

	一足ノ仕上量目	同十萬足ノ量目	十萬足ノ概定量目	加工減	備考
素晶	〇、〇一八貫	一、八〇〇、〇〇〇	一、八四六、八二五	四六、八三五	一、外ニ二十七貫九百四十匁ノ層糸ヲ生ジタリ 二、七百六十八足ノ不良品又改作ノ上本欄ニ算入ス

使用器械

種別	臺數	臺ノ價額	備考
口編器	一一臺	三五、一〇〇円	器械納人 東京市本所緑町三丁目十六番地　川原田長吉
先編器	四五	二二、五〇〇	

科程

分擔別		一時間	級別 一級	二級	三級	四級
口編	長サ四寸乃至四寸三分	二〇足	十足 〇、〇〇七五	十足 〇、〇〇六	十足 〇、〇〇四五	十足 〇、〇〇二五
先編	長サ一尺一寸乃至一尺二寸三分幅三寸三分、三寸四分	五足	〇、〇三〇	〇、〇二四	〇、〇一八	〇、〇〇九
爪先膝付		時間	〇、〇一二	〇、〇〇九	〇、〇〇六	〇、〇〇三
糸繰爪先膝付		同	同	同	同	同
同		三足	〇、〇四〇	〇、〇三〇	〇、〇二〇	〇、〇一〇
紡績ノ十手		時間	百匁 〇、〇〇六	百匁 〇、〇〇四五	百匁 〇、〇〇三	百匁 〇、〇〇一五
仕上雜役		〇、二〇〇	〇、〇一五	〇、〇一二	〇、〇〇九	〇、〇〇四五
		時間	同	同	同	同

備考

談叢

司獄官となれる動機

木無瀨典獄談

東京府所在の監獄四箇ありと雖も、東京監獄は、刑事被告人の收容を主たる目的とせると、女監の設あると、更に死刑を執行せる點に於て他に類例なき所なり、此特有の監獄は生の蝸廬に近ければ、最初に訪ぬべき筈なるに、所謂燈臺下暗しで未だ其機を得ざりし矣。去る程に霏々如絲梅雨霽れ新綠濃なる六月六日、木無瀨典獄を東京監獄に訪ふ事となりぬ、偶々司法事務研究の爲め滾來せる清國閩都督府司法司長鄭烈、同政務院顧問官司法司參事長蕭敏の二氏來觀せるあり、共に監房其他構內を仔細に觀るを得たり素より署は假建築なりと雖も、頗る整頓し殊に古瀨氏の考案に係る理想的排泄所もあり、又未決囚を拘禁する監房の自ら特殊の設備なきに非らず、如此して該日は何等相談るの遑なく署を辭せり、翌けて七日は晝間公務を妨ぐるを虞れ、薄暮官舍の門を叩きて典獄に面晤せるが、氏は晝間公務に鞅掌せる疲勞を覺へざるもの、如く、快濶に衰々と舊時の經歷を語り、瞑目追想感慨湧來りて談話盡きざるものあり、而かも夜靜かに更酣たれば後日を期して去れり、一言茲に記して以て多謝す焉。（蜻洲生）

▲伍長總代に選まる　歲月逝きて流水の如く、思廻せば三十七年前、凡百の事物面目を一新せる明治の年も重なりて早くも九年となりぬ、即ち血氣未だ定まらざる予が十八歲の時なりき、桑梓の地秋田町より選まれて伍長總代となれり、當時の町村組織に於て區長戶長伍長總代なる機關あり、而して區長戶長は官選に係り、伍長總代は民選に係る、伍長總代は總ての布告布達を町村內に傳達する事、其他婚姻登記等凡べて町村內に起りたる事を、官廳に申達する職務を掌りたり、さて予が總代として擔當せし部內は百二十戶計りなりしが、總代の報酬に充當する爲め一戶より二錢宛を徵收し、一方に於て擔當町村內に起りし諸願屆等一切、總代にて取扱ひたるより其手數料をば徵收し、彼此合せて三圓五六十錢位になりたらんと思へり。

▲初めて三圓五十錢の獄吏となる　予の擔當部內に大藏省十五等出仕を辭して歸國し、監獄の主司（今日の看守長の如きもの）を務め居りし坂本秀周なる人ありけり、予は右の人と交誼厚く所謂黃金の友に非すして、眞の交情を重ねつゝ屢往來せる中、一日坂本予に勸めて、曰く君や春秋鼎に盛なるに、伍長總代の如き隱居役を爲すの甚だ愚なるを思ふ、寧ろ警察の捕亡とか又は監獄吏たる亦可ならずや、若し意あらば一擧手の勞を吝まざるべしと、予言下に決意し監獄吏たらん事を以てし、乃ち試願書を認めて斡旋を依賴したり、然るに幸に受たる試驗も首尾克く及第せり、是即明治十一年四月の頃なりしが、未だ任命なく暫時待間に、監獄制度改正され、從て監獄吏も署長、監守係、丁長、守卒、獄丁の五等に改まれり、恰も其改正發表の日に予は採用されて一等獄丁を命せられ、それと同時に院內外役場在

勤申付くるとの辭令は下れり、爰に於て予は獄丁の最下級吏にして而かも外役付を命ぜられたるの案外なるに聊か不平なき能はず、依て坂本に受けざることを談ぜるに坂本諭して、曰く假令辭するも一旦は之を受けて月俸と、多額なる往復旅費とを取りて後に辭するも敢て遲しとせざるに非ずやと、熟々思ふに三圓五十錢の俸給と、往復旅費十圓餘とを合すれば十四五圓となる、先づ之を受くるの利益なるに若かずと考へ、院内へ出向く事となれり。

▲赤被布の色男　抑も院内銀山たるや、元と工部省の直轄にして盛なる礦坑の一なりき、當時秋田本監の懲役囚百人計りをして銀山の勞役に從事せしめたるが、外役場とはいへ民間の家屋を賃借して間に合せたれば、極めて粗雜なるものにて外圍の如き僅かに垣を廻らしたるのみ、一部を工場に使用し他の一半を以て監房に充當したり、而して囚人の勞役は人民と混同して坑内より礦石を運搬せしむるに在り、既に普通の坑夫にして男女混入せるの亂雜なるに、尚且つ囚徒の加はりたる事なれば其不規律無節制なる、更に風紀の如きに至ては言語に絕へたるものあり、さて右の囚徒に對し署長一人、守卒三人、獄丁三人、都合七人で之を取締れり、署長を除くの外は隔日勤務にして、坑内へ一人宛取締に行きたるも、取締と云はんよりは寧ろ見物と云ふの適當なるものにてありし。

該囚徒等は兇惡の輩なるにも拘らず、皆悦服して仕事に從事せり、扨は何故ぞと云ふに、本監に苦役せんよりは寧ろ坑内に於て、坑夫等と共に談笑の下に服役するの自由なるさへあるに、坑夫と一處に行動するものから自然相互の間親昵となり、赤被布の某さんと女供にも持映され、且つや坑内にて普通

坑夫の仕事を手傳ひやれば、坑夫等は之を德として罪人視せず朋輩として取扱ふ、如此暢氣なるに加へて其一日の工錢は在本監囚徒の五日分に比例する程の收得ありたるに因る。

▲御酒の所望　之と同時に一方官に於ても利益ありたり、されば時の權令は、官吏等の囚徒に對する上申抔取上ざるのみか、礦山の記念祭に囚徒一名に就き、二十五錢宛ての慰勞金を下付されたれば、之を以て何に充つべきやと七名にて鳩首凝議の末、先づ彼等の所望を聞くべしと、囚徒中の傳告者を喚んで試に問はしめたるに、囚人等の意向は、官命寔に多謝する所唯願くは平素禁止しある御酒を頂戴したし、斯願にして達するを得ば明日より更に粉骨碎身以て勉勵すべし他に何等望む所なしと。

▲此世の極樂淨土　さて右の願望には聊か窮したるも、若し之を許さゞらん乎明日より勞役に於て反對の現象を呈せん、依て百方考案の結果酒としては許し難きも、粕汁てふ名義の下に濁醪を與ふべしと云ふ事に決し之を許可したり、是ぞ後の一大椿事を惹起すの原因ならんとは神ならぬ身の知る由もなし。

愈當日となるや囚徒等の喜びは非常にして、久方振にて杜康を口にす甘露も啻ならず、其飲むや長鯨の百川を吸ふに似たり、船に乘るが如く蹌踉たる知章あれば、呼來れどもビクともせざる酒仙もあり、果ては尻を出し屁を露はす諸人前、呂律の廻らぬ卷舌で驚四筵、げに彼等に取りて未曾有の快樂、光明耀やく蓮臺に百味の飲食に飽く極樂淨土もかくやと計り思ひしなるべし。

隴を得たる渠等烏んぞ蜀を望まざらん、更に相撲を行はんことを請求し來れり、既に一を與ふ何ぞ二

を與ふるを悩まん、遂に之おも許したれば力士の段組は言ふも更なり、土豚や行司呼出の末に至るまで整ひて、殆んど本式の相撲に異らず、之を聞及んだる町内の人々は、赤被布の相撲なりとて喧々囂々之を傳へ、四方より潮の如く押寄せて環らすに山を以てしたる外圍なき、獄舍を取卷きたる見物堵の如し。

▲婦人酒樽と化す　該夜の緯なりけり、署長等吾々四人が二階にて記念祝宴を開き一杯を傾けつゝある時、當直の守卒某突如來りて、曰く不穩の模樣ありと、扨は何事なるぞと問へば、囚徒等が一婦人を誘拐し來りて輪姦せるが如き狀況あるを告ぐ、之を聞きたる吾々は驚破尋常事ならずと褌を蹴つて直ちに階下房裡へ降り、守卒の指す方を見るに果然蒲團の中央持上り居りて實に其言の如し、依りて予と他の同僚二人と其處へ行き、温言以て油斷を見濟まし、急遽に蒲團を捲り見れば、何ぞ圖らん清酒を滿したる二斗位も入り居らんと思はるゝ酒樽を抱へ窃に牛飲し居らんとは、是即ち甲より乙又は丙と順次布團を潜ぐらして移し、若し廻り來らざれば之を奪取らんとする狀、宛然輪姦を爭ふに髣髴たりしものなり、之を見たる予等は兎も角も默視する能はず收上げ持來らんとして、茲に一場の騒動を起せしこそ是非なけれ。

▲鍔釜頭上に落下す　此時に當つて未だ御馳走に預らざる多くの奴輩は、大喝「一齊」てふ呼號の下に起上り、獅子奮迅の勢にて取返さんと犇きける中、酒樽破れて酒は泉の如く混々として流る、それさへあるに皆一齊に起上ると共に、洋燈は墜ちて烏羽玉の一面の暗黒裏となりたる中に爭闘しければ、其混

雜名狀す可らず恰も一場の修羅場を現出せるが如し、此時吾々は迚も無勢にて敵はじと逃出して急を報じ、署長初め七人にて見張口を扼し、鐵杖を以て防衞甚力む、予は其際爐の側に在りしが、囚徒の投たる熱湯の沸りし鍔附の釜は、颯と飛び來つて予の頭上に落下せり、發矢身を飜せしも運拙なく右の髪に當りたれば、何かは以て堪るべき爐の中へ倒れて絶息し、衣は破れ帶は燒けたり、依て防衞を中止して予を看護したるが、幸に生命を全ふするを得たり、但し今尚髪に瘢痕を印す、最も囚徒方にも大傷を負ひしものもありたり、唯僥倖なるは予の倒れるを見たる輩等は、手を下さゞして鎭靜せる事是なり、これ當時の掟が、恁る場合に逃走せる者は巨魁と看做され、死も亦甘んせざる可らざりしを以てなり。

▲人間萬事塞翁馬　却說其翌日、巨魁らしき者十五六人を捕縛して拷問呵責したれば、其翌々晩、苦痛に堪へ難くやありけん事實を自狀し、其結果十七人計り逃走せるもの、或は自首し、或は捕へて事無きを得たりき。右の爲め予は疾病休業三十日程となれり、本來辭職せんとの下心なるに加へて、如上の災難に遭ひたれば愈辭職の臍を固めたる折柄、其景狀を曉りたるか否か、將又功を賞でゝか、翌る月歸監を命せらるゝと同時に、昇給即二等守卒の辭令を受たり、是に於て乎直ちに辭職するの義に非るを了知し、志を曲げ忍んで留職する事となれり。

翌十二年は虎列拉病非常に流行せり、本莊町に支署ありて在監者五六十名程はありたらん、然るに該町は非常に猛烈を極めて、監獄へも蔓延し署長大貫忠直首め以下五人の下僚、悉く虎疫の襲ふ所となり、

尙在監囚より小使に至るまで之に罹りたれば機關は全然止まれり、されば本監に對ひ大至急補助を派遣せよと上申し來りたるも、支署長たるや丁長か一等守卒ならざる可らず、然るに時恰も其資格を有するものなかりしを以て、予を選拔して支署長心得を命せらる、予窃に謂らく如此危險の地に選任さるるも何等かの因緣なるべしと、進んで任に就き酷しき虎疫と戰つて非常に苦心努力を爲したるが、さしも猛威を逞ふせし虎疫も衰退したる後、其功勞に依り一等守卒に昇級し支署長を命せられ、復た幾程もなく丁長とはなれり、誰ぞ即ち生涯を通じて治獄の事に當るの決心を爲し、拮据營々今日に至る三十幾年間、司獄吏として盡瘁せるの階梯たりしなり。

●馬は逸物騎手は名人　茲に一の失敗譚こそあり、京都監獄に典獄たりし時なりき、予は元來稀には馬に乘りたることあるも癖馬などに乘りたる經驗更になかりし、然るに明治三十四年頃と記憶す、一月元旦に監獄の吏員悉く府廳へ賀禮に行くを恒例となしける故、來ん年賀には乘馬にて一同を引率して行かんと思立ち、師走の二十八日より馬車馬をば休養させ置き、愈元日となるや大禮服の正裝に悠然と彼馬に打跨り、府廳へ趨むき無事に賀禮を了し、歸途市內の年賀廻りを爲さんと、洒氣を帶びて少しく興奮せる予は、意氣揚々馬に一鞭を加へたるに、暮より休息させありしと、人を乘せたる慣なき馬車馬の事とて、鼻息荒く跳上りて困りたるが、漸々知事裁判官等を廻禮し、更に一轉して他へ行かんと荒神橋に差懸りたる時其時、一聲高く嘶くや疾風の如く駈出したり、折しも歲の始なれば今日を晴れと着飾れる如花少女や、如玉稚兒の追羽子に嬉々たる其中を浮雲げに縫たるが、留めんとするも中々に留まらず、驀かて馬は突と仁王立に立上り手綱を離したれば、何かは以て堪るべき二十間斗り翻筋斗打つて跳飛ばされ、禮服も泥だらけに處々破損せり、尤も身には別條なかりしも、同時に馬逸して行方知れずなりにけるが、漸々近傍の交番所の巡査が取止たるを見付け、荒繩を貰受け馬の轡より馬頭にかけて血の出る程縛りつけ、泥塗れの姿態にて其上に跨り、一里餘の道を迯々と、屠所の羊のそれな

歸りしは、可笑しくもあり又顏に火の出る如き思なりき。



統計

明治四十五年四月末日現在々監人員表　（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	前年比較
刑事被告人	四、四二〇	二七六	四、六九六	五、一六一	五、八七一	△	四六五	一、一七五
受刑者	五八、三八四	三、〇五六	六一、四四〇	六一、二八一	六六、三四一	△	一五九	四、九〇一
勞役場留置者	九七五	一〇九	一、〇八四	一、二三九	一、二六二	△	一五五	一七八
懲治人	—	—	—	—	—	△	—	—
携帯兒	四三	三四	七七	七七	七九		—	二
監獄	六二、九九六	三、二九八	六六、二九四	六六、六九八	七二、五一〇	△	四〇四	六、二一六
警察署留置場	八二六	一七七	一、〇〇三	一、〇六〇	一、〇五二	△	五七	四九
計	六三、八二二	三、四七五	六七、二九七	六七、七五八	七三、五六二	△	四六一	六、二六五

備考　内朝鮮人男受刑者二〇人、刑事被告人男一人アリ
本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國男	一二	三五	四七
英吉利男	—	二	二
露西亞男	—	四	四
葡萄牙男	—	一	一
計	一二	四二	五四

明治四十五年四月末日現在受刑者罪名表　（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	増減	前月比較
竊盜	二七、三五〇	一、二二二	二八、五七二	二八、六四一	二八、九五七	△	六九	三八五	一、七二四	△	九四
強盜	三、二〇六	一一	三、二一七	三、二一〇	三、二二七	△	三	三一〇	二九	△	二二
賭博及ヒ富籤	五、三六六	二二八	五、五九四	五、四六一	六、一〇六	△	一三三	一、〇九五	△三六〇		
詐欺及ヒ恐喝	七、四四七	二四六	七、六九三	七、六二七	七、八二九	△	五一二	六四五	五六		
横領	二、九四六	八〇	二、九二六	三、〇二三	三、三八九	△	三六三	三四九	四六		
藏物ニ關ス	六八六	七一	七五七	七六二	一、〇一五	△	二五八	九三	六		
毀棄及ヒ隱匿	九九	一	一〇〇	一〇三	一一二	△	一二	一〇	一		
通貨僞造	三五一	九	三六〇	三五七	五五九	△	一九九	五	五		
文書、有價證券僞造	一、七六七	五五	一、八二二	一、八〇六	二、二四九	△	四二七	一六	二		
印章僞造	二一五	三	二一八	二二六	三八四	△	一六六	八	一三		
僞證及ヒ誣告	一六七	三	一七〇	一八一	二〇四	△	三四	一一	五	△	二〇
瀆職	九〇	—	九〇	九二	一一〇	△	二〇	二	二三	△	二〇
猥褻姦淫及ヒ重婚	三八〇	二五	四〇五	三九二	四七一	△	六六	一三	二七	一	九
傷害	一、八五二	二六	一、八七八	一、八五九	二、三八三	△	五〇五	一九	二七	一	九
殺人	二、五四五	二〇五	二、七五〇	二、七二七	三、一七五	△	四二五	二三	六七	一八	六
嬰兒殺	六六	一三四	二〇	二三二	三五八	△	一二四	二	八	△	三
逮捕及ヒ監禁	二一	六	二七	二八	三四	△	七	一	△	△	六

明治四十五年四月末日現在在監人員監獄別表

（△ハ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	七三六	九〇七	七一		一	一、七一五
市谷		一、〇七八				一、〇七八
巢鴨		二、八五六				二、八五六

罪名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
賊盜						
謀殺						
故殺						
殺傷						
放火	一、六一六	一、九四二	一、九三〇	二、三七五	一六八	一、七一五
住居ヲ侵ス	一七一	一七二	一八四	△	△	一、〇七八
略取及ヒ誘拐	一三一	一四七	一五一	△	△	二、八五六
陸海軍刑法	五四	五四	五五	八〇	△	△
森林法	三一六	三一六	三四三	五一五	△	△
徴兵令	四三	四三	四九	三〇	△	△
郵便及ヒ電信法	五二	五二	五三	七七	△	△
警察犯處罰令	七〇八	九三八	九二七	一、〇五六		
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	四八四	五一三	四八九	五〇八		
總計	五八、三八四	三、〇五六	六一、四四〇	六一、二八一	六六、三四一	一五九△四、九〇一

罪名	胎	墮	公務執行妨害	逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	騷擾	放火	住居ヲ侵ス	略取及ヒ誘拐	陸海軍刑法	森林法	徴兵令	郵便及ヒ電信法	警察犯處罰令	以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	總計
賊盜															
謀殺															
故殺															
殺傷															
放火	四一	九二	九七	三	五八	一、六一六	一七一	一三一	五四	三一六	四三	五二	七〇八	四八四	五八、三八四
住居ヲ侵ス	一三三		一〇〇		五九	三二六	一	一六					二九	三、〇五六	
略取及ヒ誘拐	一三〇		一〇一		五五	一、九四二	一七二	一四七	五四	三一六	四三	五二	九三八	五一三	六一、四四〇
陸海軍刑法	一六八		一六九		五二	二、三七五	一八四	一五一	八〇	五一五	三〇	七七	一、〇五六	五〇八	六六、三四一
森林法	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			一五九△四、九〇一
徴兵令	三	三五	一	一七	四	一九	一二	四	一	二七	六	二五	一一	一五九	一八、五〇九
郵便及ヒ電信法	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
警察犯處罰令	二七	三五	六九	一七	四	四三三	一二	一五	四	一九九	一三	二五	一一八	二四	五六四
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
總計	一七	一五	一七	一三	一五	四〇	九	七	四	六八	八	四	二九	五	五六四
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	一七	一五	一七	一三	一五	四〇	九	七	四	六八	八	四	二九	五	五六四

關東區	檣	浦和	前橋	千葉	水戸	宇都宮	甲府	長野	小菅
賊盜									
謀殺									
故殺									
殺傷									
放火	一一三	四三	四八	四八	六一	七一	一四	六一	
住居ヲ侵ス									
略取及ヒ誘拐									
陸海軍刑法									
森林法									
徴兵令									
郵便及ヒ電信法									
警察犯處罰令	一、八六八	一、二五五	一、一九〇	一、〇五三	一、〇三〇	九四七	七四六	一、三九一	一、三三二
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	二〇	一一	一二	一三	一三	六	一三	一三	
總計									

東海區	安濃津	名古屋	靜岡	豐川	岐阜
賊盜					
謀殺					
故殺					
殺傷					
放火	四〇	一六六	五二	一六	一三
住居ヲ侵ス					
略取及ヒ誘拐					
陸海軍刑法					
森林法					
徴兵令					
郵便及ヒ電信法					
警察犯處罰令	八七七	二、二〇九	一、一二一	七二四	七二一
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	七	二七	一五	五	六
總計					

北陸區	新潟	福井	金澤	富山	宮城
賊盜					
謀殺					
故殺					
殺傷					
放火	三六	二〇	一六	一八	一五五
住居ヲ侵ス					
略取及ヒ誘拐					
陸海軍刑法					
森林法					
徴兵令					
郵便及ヒ電信法					
警察犯處罰令	九四六	三六一	五五九	三三八	一、二五六
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	三〇	一四	四	一一	五七
總計					

關東區	橫濱	浦和	前橋	千葉	水戸	宇都宮	甲府	長野	小菅
賊盜									
謀殺									
故殺									
殺傷									
放火	二、〇〇三	一、三一二	一、二五二	一、二二七	一、一〇四	一、〇二六	七七四	一、四六七	一、三三二
住居ヲ侵ス									
略取及ヒ誘拐									
陸海軍刑法									
森林法									
徴兵令									
郵便及ヒ電信法									
警察犯處罰令	九二七	二、四〇三	一、一八八	七四六	七四一	一、〇一四	三九五	五八〇	三六七
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	一、四六八	一、二八二							
總計									

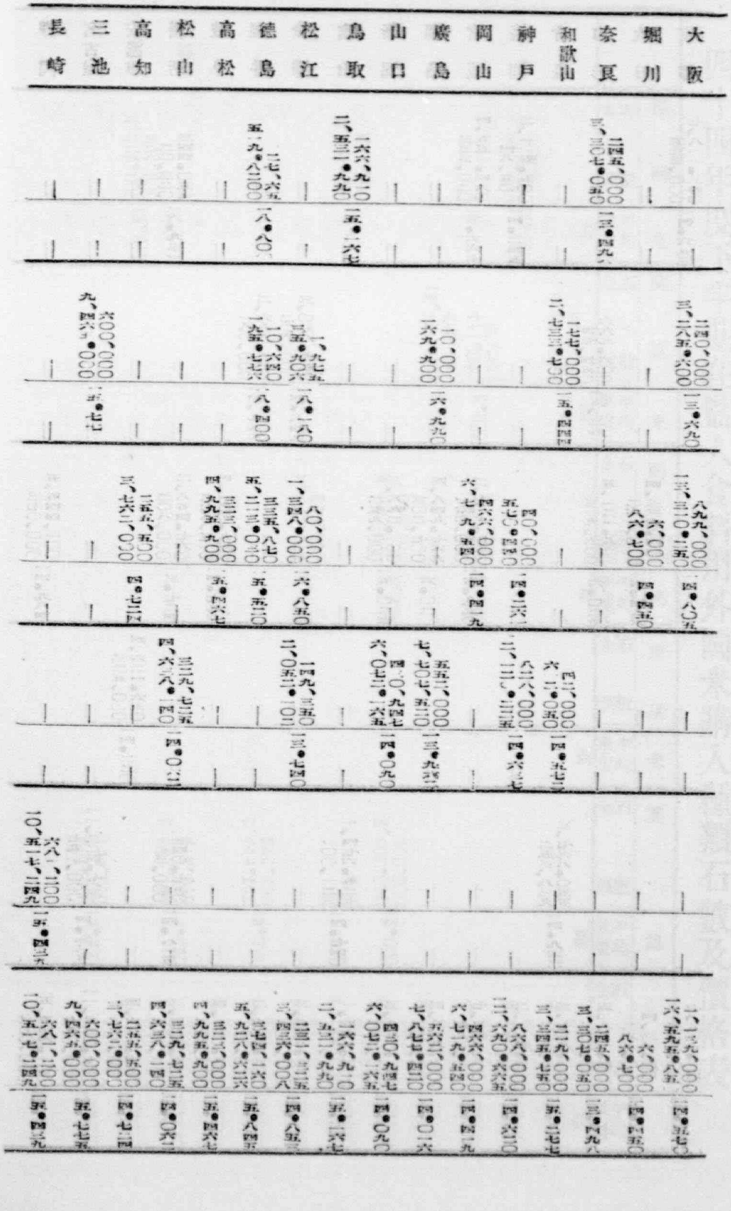
東北區				西區						四國區			九州區					沖繩
岩手	青森	山形	秋田	京都	大阪	滋賀	奈良	和歌山	神戶	岡山	廣島	山口	島根	德島	高松	愛媛	高知	福岡	長崎	熊本	宮崎	鹿兒島	佐賀	大分	
一〇	四一	八五	九〇	七〇	二	三八二	二二	五五	二三七	一二八	二七九	三一	二二	二六	四一	六七	一三二	二一五	二六四	六八	四七	一〇二	五二	四一	八
四八一	六三四	八六八	七八一	一、五一三	三、〇五三	四二七	八四四	七五八	二、三九五	一、二二五	一、六六八	一、一八七	五七五	九四四	九九五	九〇七	一、六三八	一、八七五	八四二	五六三	八八九	五六九	七一三	八二二	一六
二八	一五	二六	五四	四一	一	七二	一四	二七	二三	三八	三四	一〇	四	七	二八	一四	二九	四二	四四	一六	九	一	三	一二	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	六	二	二	一	七	一	二	一	三	四	一	一	二	二	一	一	四	一	一	一	三	三	一	
五一九	六九一	九八五	九二七	一、六二六	三、〇五五	八八八	八四二	八八〇	一、四三四	一、九八五	一、二二八	六〇二	六八三	八九八	一、〇〇四	一、〇九一	一、〇八二	一、八八一	二、一八四	七六九	九七三	六二六	九一九	九〇〇	四〇七
一、六一八	一、二七二	一、〇七	一、一五四	六六、二九四	一、〇〇三	六七、二九七	四六一	△	△	四、六九六	七三	一八	一	一、〇八四	一五九	△	一七八	四、〇九一	△	一七五	△	一、一七五	△	八	
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	

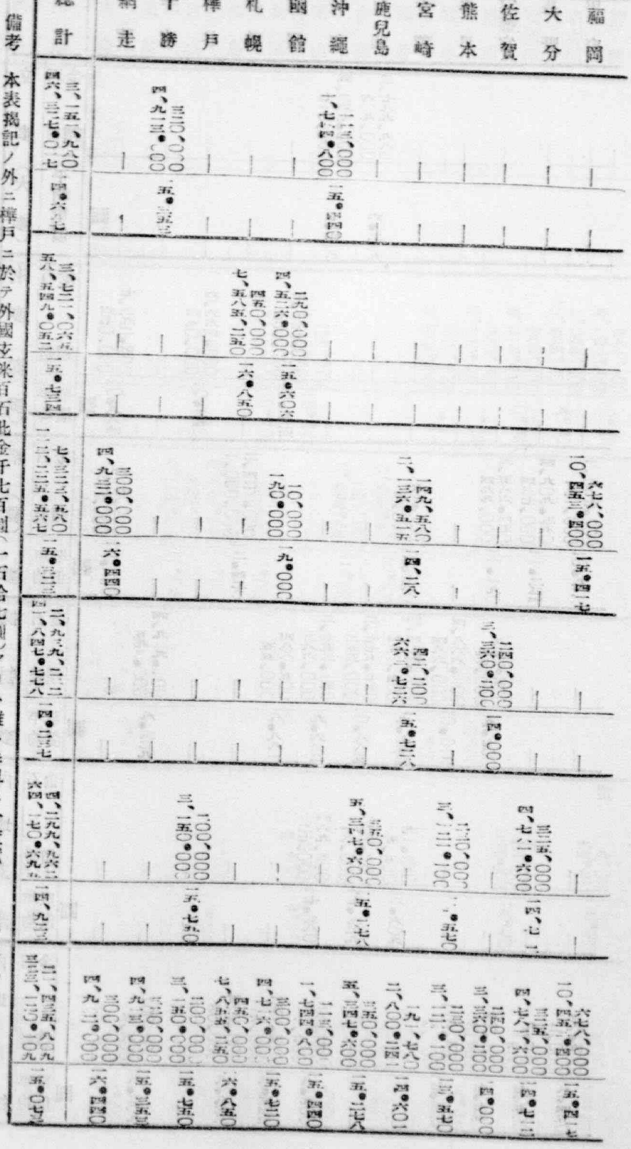
北海道				總計			增減（前月ニ比シ）	增減（前年ニ比シ）
函館	札幌	釧路	十勝	監獄	留置場	計		
一〇三	一五二		一八	四、六二三	七三	四、六九六	四、六四五	△一、一七五
八二二	七一三	八八九	五六九	七一一	一、三八五			
三八七	七八八	一四二九	一、二七二	一、一〇六	一、一三四	六一、四四〇	一五九	△四、〇九一
一二	六	三三	一	二	七	六〇、五一七	一、〇七七	△一七八
一	一	一	一	一	一	一、〇八四	△一五九	一七八
一	一	一	一	一	一	一	△九	一
一	一	一	一	一	一	一	△	一
三	三	四	一	一	一	七七	七	二
四〇七	九〇〇	一、六一八	一、二七二	一、一〇七	一、一五四	六六、二九四	一、〇〇三	六七、二九七
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一
一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一

四十四年度下半期在監人食料用外國米購入種類石數及價格表

	臺灣米			關東州米			西貢米			東京米			其他		
	石數	平均單價	金額	石數	平均單價	金額	石數	平均單價	金額	石數	平均單價	金額	石數	平均單價	金額
		圓			圓			圓			圓			圓	
小菅															
東京	五、三八五、〇〇〇	一三・八九二	七四、五四四、〇〇〇												
市谷															
巢鴨				七、九四〇・〇〇〇	一五・九六八	一二六、三四〇・〇〇〇	五、〇〇〇・〇〇〇	一四・七九〇	七四、〇〇〇・〇〇〇						
浦和	八、一一五・八〇〇	一五・一六〇	一二三、〇一八・〇〇〇	八一・〇〇〇	一六・三三〇	一、三四二・三〇〇									
前橋				一五、三四二・五〇〇	一六・一五〇	二四六、九五〇・〇〇〇									
千葉							五、一七三・八二六	一五・六二一	八〇、八〇〇・〇〇〇	六、七二二・七〇四	一五・一五四	一〇三、六四四・〇〇〇			
水戸															
宇都宮															
長野	五、〇三四・二〇〇	二五・三一七	一二七、八〇〇・〇〇〇												
甲府															

	計		
	石數	平均單價	金額
		圓	
小菅			
東京	五一、〇〇〇	一五・五六八	七、九四〇・〇〇〇
	五、三八五、〇〇〇	一三・八九二	七四、五四四、〇〇〇
市谷	五、三四八・〇〇〇	一五・九六八	八、五一〇・〇〇〇
巢鴨	八、一一五・八〇〇	一五・一六〇	一二三、〇一八・〇〇〇
浦和	八一・〇〇〇	一六・三三〇	一、三四二・三〇〇
前橋	一五、三四二・五〇〇	一六・一五〇	二四六、九五〇・〇〇〇
千葉	六、七二二・七〇四	一五・一五四	一〇三、六四四・〇〇〇
橫濱	四、二〇六・〇〇〇	一四・〇一〇	五九、〇〇〇・〇〇〇
鶴見	六、八六七・四六四	一五・〇三〇	一〇三、〇〇〇・〇〇〇
川崎	四五、四九二・一五〇	一五・六四〇	七〇五、〇〇〇・〇〇〇
三重	二、一三四・七〇〇	一五・七〇〇	三三、五〇〇・〇〇〇
名古屋	七九、八〇〇・〇〇〇	一四・九八四	一、一九七、〇〇〇・〇〇〇
安濃津	三、三四四・〇五七	一四・二二五	四八、〇〇〇・〇〇〇
膳所	二、一四八・五〇〇	一四・二二五	三〇、〇〇〇・〇〇〇
岐阜	一、八九九・九〇〇	一四・一九九	二七、〇〇〇・〇〇〇
福井	三、〇九八・九一〇	一四・八四九	四四、五〇〇・〇〇〇
金澤	一五、三九八・〇〇〇	一五・〇一七	二二五、〇〇〇・〇〇〇
富山	二、八四八・〇〇〇	一五・〇一七	四一、六〇〇・〇〇〇
新潟	三、八九二・一〇〇	一五・〇一七	五六、〇〇〇・〇〇〇
福島	四、八四九・七六九	一四・七六〇	七〇、〇〇〇・〇〇〇
宮城	二、七二八・五一〇	一四・七九六	四〇、〇〇〇・〇〇〇
盛岡	二、八四四・七〇〇	一四・八〇〇	四一、〇〇〇・〇〇〇
青森	四、三六六・四四三	一四・八六二	六三、〇〇〇・〇〇〇
秋田	五、一二二・八三〇	一四・八六二	七四、〇〇〇・〇〇〇
山形	二、七九八・〇〇〇	一四・八六二	四〇、〇〇〇・〇〇〇
京都	二、一四六・〇〇〇	一四・八六二	三一、〇〇〇・〇〇〇
靜岡	七、八一二・二四〇	一四・六九五	一一四、〇〇〇・〇〇〇
名古屋	三五三、〇〇〇	一四・六九五	五、〇〇〇・〇〇〇
安濃津	二、一一五・〇〇〇	一四・二二五	三〇、〇〇〇・〇〇〇
膳所	三四四、〇五七	六・九二	二、三〇〇・〇〇〇
岐阜	二、六九九・九〇〇	一四・一九九	三八、〇〇〇・〇〇〇
福井	三、〇九八・九一〇	一四・八四九	四四、五〇〇・〇〇〇
金澤	四五、四九二・一五〇	一五・〇一七	六七九、〇〇〇・〇〇〇
富山	二、八四八・〇〇〇	一五・〇一七	四一、六〇〇・〇〇〇
新潟	三、八九二・一〇〇	一五・〇一七	五六、〇〇〇・〇〇〇
福島	四、八四九・七六九	一四・七六〇	七〇、〇〇〇・〇〇〇
宮城	二、七二八・五一〇	一四・七九六	四〇、〇〇〇・〇〇〇
盛岡	二、八四四・七〇〇	一四・八〇〇	四一、〇〇〇・〇〇〇
青森	四、三六六・四四三	一四・八六二	六三、〇〇〇・〇〇〇
秋田	五、一二二・八三〇	一四・八六二	七四、〇〇〇・〇〇〇
山形	二、七九八・〇〇〇	一四・八六二	四〇、〇〇〇・〇〇〇
京都	二、一四六・〇〇〇	一四・八六二	三一、〇〇〇・〇〇〇





備考　本表掲記ノ外ニ樺戸ニ於テ外國支米百石此金千七百圓（一石拾七圓）アリト雖トモ單ニ一監獄ノミニ付併記セス

四十四年度下半期在監人食料用麥及內地米購入種類石數及價格表

	立麥（大麥）		玄麥（裸麥）		精（搗）麥		挽割麥		內地玄米		內地白米	
	石數	金額	平均單價	石數	金額	平均單價	石數	金額	平均單價	石數	金額	平均單價
			圓			圓			圓			圓
小菅					七、二九二・五〇	二・八四						
東京				六、六二四・〇〇	六、六五〇・〇〇	二・二五	四、九五九・一〇	四、九五九・一〇	八・三九			
市谷												
巢鴨				七、五七七・六〇	七、七三〇・〇〇	二・五二						
橫濱												
和浦	五、二六七・四〇	七二〇、〇〇〇	七・四一八									
前橋	三、七九九・九八〇	六、九〇〇・〇〇〇	六・二九									
千葉							四、四〇一・三八	九、七五〇・〇〇	九・七五七			
水戶							四、八六六・〇〇〇	八、七〇〇・〇〇〇	八・九二			
宇都宮												
長野												
甲府												

	立麥（大麥）		玄麥（裸麥）		精（搗）麥		挽割麥		內地玄米		內地白米	
	石數	金額	平均單價	石數	金額	平均單價	石數	金額	平均單價	石數	金額	平均單價
			圓			圓			圓			圓
靜岡				四九八・一〇〇	四九八・一〇〇	一・〇〇						
名古屋				五、二四二・七四	五、二四二・七四	一・〇〇						
安濃津				一、〇八七・五〇〇	一、〇八七・五〇〇	一・〇〇						
勝所				四八五・〇〇〇	四八五・〇〇〇	一・〇〇						
岐阜				五、二一七・九八〇	五、二一七・九八〇	一・〇〇						
福井				二、八二〇・〇〇〇	二、八二〇・〇〇〇	一・〇〇						
金澤				二、八二〇・〇〇〇	二、八二〇・〇〇〇	一・〇〇						
富山				一、四六〇・〇〇〇	一、四六〇・〇〇〇	一・〇〇						
新潟				三、〇二四・〇〇〇	三、〇二四・〇〇〇	一・〇〇						
福島												
宮城												
盛岡												
青森												
山形												
秋田												
京都												

	大阪	堺川	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	徳島	高松	松山	高知	三池	長崎
	一、八四〇、〇〇〇			三七五、〇〇〇	一、〇八七、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一二九、六八〇	六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
	二、七九六			一、二五〇	九二五	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	七九八	六三〇	四二〇	五六〇	六五二	一、〇五〇	九五
	一、八四〇、〇〇〇			四、一八七、〇〇〇	一、〇八七、〇〇〇	八、〇五六、〇〇〇	八、〇五六、〇〇〇	八、〇五六、〇〇〇	八、〇五六、〇〇〇	三、八八九、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
	二、七九六			一、二五〇	九二五	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	七九八	六三〇	四二〇	五六〇	六五二	一、〇五〇	九五

四十四年度下半期在監人食料用米麥購入單價調

（米ノ部）

	内地白玄米						外國米					
	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
小菅												
東京市												
谷												
横濱												
巢鴨												
浦和												
前橋												
千葉												
水戸												
宇都宮												
長野												
甲府												

	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
靜岡												
名古屋												
安濃津												
膳所												
岐阜												
福井												
金澤												
富山												
新潟												
福島												
宮城												
盛岡												
青森												
秋田												
山形												
京都												

	大阪	堀川	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	松江	鳥取	德島	高松	松山	高知	三池	長崎
	一七・七九〇			二一・二一〇		三一・八〇〇	三一・五〇〇	一九・五〇〇	一八・九〇〇			二〇・七五〇	二〇・〇〇〇		一七・〇九〇	
	一七・八〇〇		一七・六〇〇		一八・八八〇	一九・〇〇〇	一七・五〇〇	一七・九〇〇	一五・八〇〇			一八・〇〇〇	一八・〇〇〇			二五・八〇〇
	一七・三〇〇			一九・五〇一		一八・二〇〇	一九・〇〇〇		一六・三〇〇		一九・〇〇〇	一六・四〇〇		一五・六五〇		
	一八・〇〇〇			二一・六〇〇		二〇・〇〇〇	一九・八〇〇	一九・〇〇〇	二一・〇〇〇		二一・〇〇〇	一八・〇〇〇				
	一九・〇〇〇		臺 二七・八〇		四四・四五〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇	四四・二八〇
西	一三・七〇	西 一三・九〇	臺 二七・八〇	東 一五・九五	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇	東 一五・八〇〇
R	一三・六九〇	R 一四・〇九〇		R 一五・三〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇	西 一三・八〇〇
S	一五・五五〇	S 一四・八五〇														
西	一四・〇〇〇	西 一四・〇六	西 一四・〇六	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇
R	一四・〇〇〇	西 一四・〇六	西 一四・〇六	R 一五・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇	西 一四・〇〇〇
S	一四・八五〇															
東	一四・〇〇〇	東 一四・〇〇	臺 六・九〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇
R	一四・〇〇〇			R 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五・〇〇〇	東 一五

四十四年度下半期在監人食料用米麥購入單價調（麥ノ部）

	支參						割麥及精麥參					
	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
小菅	裸 〇・四七	裸 一〇・八〇	裸 一・〇〇		裸 一三・七五							
東京							△ 七・九五	△ 七・九四〇	△ 七・四〇			
市谷		裸 九・七五		裸 一二・〇〇								
巣鴨		同 一〇・八四〇	裸 一二・二五		裸 一四・三五							
横濱		同 八・一六〇		裸 一二・七三			△ 九・〇〇〇	△ 八・七〇〇	△ 八・七四〇	△ 九・五〇〇		
浦和	大 六・一五〇	同	同		大 八・四〇〇		△△ 九・一〇〇 八・四五〇	△ 八・五〇〇	△△ 一〇・〇〇〇 八・九〇〇	△△ 九・九〇〇 八・七五〇	△△ 一〇・一五〇 九・〇五〇	
千葉			大 六・八六〇 七・一九〇					△ 八・九〇	△△ 八・五〇 九・八七〇	△△ 八・九〇 九・八七〇	△△ 一〇・一五〇 九・八七〇	
前橋	同 六・三五〇	大 六・二五〇	大 六・二五〇					△ 八・三〇	△△ 九・〇〇 八・四五〇	△ 一〇・四〇〇	△ 一〇・一五	
水戸							△ 八・三七〇	△ 八・三〇	△△ 九・六〇 八・三七〇	△△ 一〇・一五〇 九・二八〇	△△ 一〇・一五〇 九・二八〇	△△ 一〇・一五〇 九・二八〇
宇都宮										△△ 一〇・一五〇 九・二八〇	△△ 一〇・一五〇 九・二八〇	△△ 一〇・一五〇 九・二八〇
長野							同	裸 二・〇〇	裸 二・〇〇	裸 二・〇〇	同	裸 四・九
甲府							同	同	同	同	同	同

	靜岡	名古屋	安濃津	膳所	岐阜	福井	金澤	富山	新潟	宮城	福島	秋田	山形	青森	盛岡	宮城	京都
	監 裸 一・三四 九・九八〇	裸 九・一八〇	裸 九・七八〇	裸 一〇・一八〇				裸 九、八二〇									裸 一〇・八〇
		同 八・九五〇	同	同	一〇・三二〇	同	同	裸 九・八一〇									同 一一・四七
			裸 一〇・四〇〇	同													裸 一二・九
		裸	同	同	裸	同	裸										裸 一三・四五〇
	裸	裸 一〇・九	同	裸	裸	裸		裸									
	裸 三・七〇〇	裸 一二・八〇						裸 一二・八〇〇									
			裸	同	同	裸	裸							監大 五・三八〇			同 裸 一四・四五・九〇
			同	同	同	同											
							裸	裸 一二・八〇〇									
							裸 一一・〇八〇										△ 九・八〇〇 八・七〇
								裸 一二・五〇〇									

| | | |

說林

●運と不運　是は京都醫學雜誌に於て上田文學博士の述べたるものを人性の抄錄したるものに係る

元來運命の意義は不可思議なるものなるが唯人力の左右し得べからざる自然なる命令の如く思惟したるに本說に據るときは自己の精神的努力によりて轉換し得るもの、如き新しき所說あるより之を轉載したり

世の中に運不運といふことありて一見不可解の事象なるが如し、予は之に就きて白耳義現代の詩人にして大思想家たるマアテルリンクの說を紹介せんとす、セルビヤの昔噺に、或所に二人の兄弟あり、兄は常に働くも不運にして弟は怠惰なるも常に幸運なりき、一日兄は外に出でしに、一人の嫗の羊を飼ひながら金絲を編める に遇ひ、その羊の主を問ふ、嫗はこれ汝の弟の有にして我は弟の運なりと答ふ、更に吾が運の所在を知るやと問へば遠き所に在りといふ、よりて兄は行き行きて或日の暮方大なる森に入りしが、其所に老婆の熟睡せるあり、搖り起して誰なりと問へば、我こそ汝の運なりと答ふ、兄は其の容貌の醜なげなるを厭ひ、誰がかゝる運を吾に與へしと問返せば、これ運命なり、徐ろに導ねれば遇ふことを得べしと教へたり、こゝに於て兄は遂に之を探し得たり、運命の女神は莊麗なる宮殿に住し、而も其宮日一日と減少しつゝあり、女神の說明する所によれば、貧困より富有に當に循環する其の間に於て生れたる子の運命をこの女神が支配す、兄の生れし時は恰も女神の繁榮の下り坂に當りしが故にかく不幸なるなり、然れどもこゝに一の運命轉換の一法あり、汝の姪ミリツツの幸運と交換すれば幸運となるを得べし、それには、自今人より汝の所有の物を誰のものなりやと問ふ時、これ姪ミリツツの有なりと答ふるにありと教へられしが、これより漸次幸運に向へりといふ。運不運は人間界に限られたるものなるか、牛、馬、犬、羊の類を見るも亦運不運てふものあるには非らざるかそはときまれ、實に、人は人生の只中に大なる流のあることに心づくならん、この一大流を不幸に向くるも幸福に向くるも、全く吾人の自由なるも、幾年月に亘る此河の細流、外來の廻り合せより注ぎ來る支流に至りては、吾人の意志を以ては如何ともする能はざるものゝ如し。抑々運不運は何れより來るものなるべきか、思ふに人の精神にも一の不可思議あり、無意識の生活即ちこれなり、人の知力は此の內心の海上に漂ふ燐光の如きものにして、今日吾人の知力は徐々として此無意識の生活中に、人類界の秘密の潛在することに注意し來れり、即ち潛在精神といひ、本能といひ、或ひは單に靈魂、反射作用、直學などと呼ぶ、この無意識生活は、人によりては

之と知力との關係は頗る差異あり、一言にいへば、運の好き人は此潛在精神が盛んに働くものにして、不運の人はそれが遲鈍なるなり、即ち種々なる社會若くは自然の出來事に對して之を察知し或は之に處するに潛在精神の作用の銳敏、遲鈍が與りて大に力あるを知るべし、要するに運不運は人自ら招く處なれば、發奮事に從ふべきなり、妄りに天を怨み人を尤むべきに非ず。(人性)

●顏面の形狀と犯罪者　容貌と犯罪者との關係は趣味ある研究材料なるが爰に國家醫學會雜誌の抄譯せるものを轉載せんに

ネープルスの犯罪者及び普通人各二百名につき、其顏面の形により區分して、次の如き結果を得たり

顏面の形	普通人	犯罪人
長八角形	一九、五%	一人　〇、五%
橢圓形	三九人	一三人　六、五%
卵形	一一二人　五五、%	六〇人　三〇、%
圓形	四八　二、%	一〇人　五、%
三角形	九人　四、五%	二六人　一三、%
四角形	二一人　一〇、五%	五〇人　二五、%
長方形	九人　四、五%	二六人　一三、%
菱形	六人　三、%	一四人　七、%

即ちネープルスの普通人に於ては、橢圓形及び卵形の顏のものが甚だ多し。此橢圓形及び卵形のものが、犯罪者に於て見らるゝ場合には、それは極惡なる犯罪人にはあらず、若し極惡の者に於て見らるゝ時は、其形が短縮せるか、又は伸長せるものなり。然れども一般に極惡の者には、四角形のものを多しとし、惡性の程度の甚だしきもの程、其四角形が正しき四角形に接近す。而して犯罪に傾き易きものには、三角形、圓形、菱形のもの少からず、殊に窃盜者には三角形のもの珍しからず。(國家醫學會雜誌)

●犯罪者と普通人の命數　犯罪者は身心共に苦痛を感ずるものなれば其命數に影響あるや否やは研究すべき事柄なるが今國家醫學會雜誌の抄譯せし處に依れば以下の如し

デ、ブラシカ(De Blasi)ハネープルスの犯罪者一千六百七十四人と、同地の住民の同數とに依り、其死亡せし時の年齡に就きて比較して見たるに、次の如き結果を得たり

	犯罪者	普通人
10—20歲にて死せる者	三六四人	五二〇人
21—40歲にて死せる者	三二四	五四一
41—60歲にて死せる者	五二三	四〇三
61—80歲にて死せる者	四〇〇	三〇三
81歲以上にて死せる者	六三	四七

これに依つて見れば、十歲より二十歲の間に於ては、普通人の死

亡者著しく多く、二十一歳より四十歳の間に於ても比較的に多く、唯之れのみより察すれば犯罪者には割合に長命なるもの多しと云ふべきなり（同上）

◉家庭に於ける兩親の影響分布　兒童の生活中、或る年齢に達すれば、自ら分離を生ずること必要なり、而して概ね女兒にありては十三歳、男兒にありては十五歳に至ると、男兒は寧ろ父に近く、女兒は母に近き現象を呈するものにして、此の分屬は漸次に現れ來るものなり、この現象を生ずる第一の原因は、凡そかゝる年齢以後に於ては、父は女兒を敎ふること能はず、母は男兒を敎ふること能はざるに存す、第二の原因は、女兒に對する父の感情、男兒に對する母の感情が、各々その當該者の要するところに適合せざるにあり今試に之を實際に徵せんに

父はその男兒を愛し、女兒を戀ふ、母はその女兒を愛し男兒を戀ふ、父はその女兒に對し漠き嘆美の情を懷き、母もその男兒に對し嘆美の情を有すれども、心大に平ならざる所あり、即ち母のその男兒を見るや、常に美と大と智と精神旺盛とに著目し、凡てのなり。

父は、男兒の敎育に關し母に影響を及ぼし、母は、女兒の敎育に關し父に影響を及ぼさゞるを得ず、又母は、男兒將來の敎育に關しては、父の助力を得、父は、女兒將來の敎育に關して母の助けに待つ、斯く自己の年長男兒を尊くに當りては、母が比較的無能なること、女兒を敎育するに於ては、父が比較的無能なることは歷寡をして不幸を感せしむる所以なり、然れば歷夫にして若き女兒を有する時、その女兒は、往々放縱無恥のものとなり、寡婦にして年長の男兒を有する時、その寡婦は、男兒の指導につきて五里霧中に彷徨す、父は稍々何事にも無頓著なるもの多く、母は之に反して何事をも顧慮する傾向ある結果なり。

唯往々にして母の死後父が、母たるの性質を會得し、その男女兒婦人が彼の戀せばやと懼るゝと同時に之を希ふ、斯の如きを以て戀愛と稱すること當らずとするも、極めてこれに近き感情なりといふを妨げず、父のその女兒を見る、常に艷麗に著目し、二三の小缺點、媚態、裝飾慾等の存するも、以て嫌惡の心を生ぜず、彼の繼母が繼女兒に對する畏怖の念、繼父が繼男兒に對する臆斷は凡て前記の感情より生ず。

斯くて、若き處女に對する父の影響、青年の男兒に對する母の影響が極めて必要にして且良好なる時きに際し、父の女兒に對する敎育的義務、母の男兒に對する敎育的義務が、殆ど遂行せられ難きに至る、この時は即ちその兒童の爲め、父母間に反目の生ずる時なり。

なき何れも良好に敎育せるあり、又父の死後、母が男性的性質を獲得し、自らその男兒を良好に敎育せるもの無きにあらざれども、斯の如きは極めて稀有なり、若き女兒を有する鰥夫、若き男兒を有する寡婦は、概ね極めて困難なる地位にあるを常とす（人性）

◉犯罪者頭腦の不均齊　頭腦の研究も亦刑事人類學上趣味ある問題なるがラッテス氏の述たるを抄錄せる所に據れば

大腦兩半球に於ける異常の分佈に就きて研究するところありたり先つ腦の變差、殊に人類と猿類との變差につきて注意するところあり、猿類にありては其特徵ある額部迂廻と共に、特別なる溝即ち所謂猿類裂を有す、（猿類型）かゝる排列は、人類の大腦半球に於てもこれを見ることあるところなるが、一面に於ては、これと全く反對の傾向を示すものあり、而して斯の如きは、通常額部と顳顬部との結合の發達高級なるものに存す、（人類型）。

犯罪者の大腦半球一千例及び正常者のもの五百例を檢査したるに所謂人類型は、左半球に於ける方より多く、右半球に於て發見すること多く、其比は三と四との如し、犯罪者の腦も亦始ど同樣の結果を示せども、正常の腦に於けるよりも、その分佈に於て稍か異るところありて、所謂人類型が、右半球に限らるゝ場合に多く、其左半球に於けるものとの比は、二と一との如し。

スミス氏の言ふところによれば、高級なる人類は、大腦兩半球の發達不均等にして、爲めに頭蓋の不均齊を來すといふ、今刑事人類學の上に於て見るに、前述したる、犯罪者の大腦の不均齊なることゝ、その特殊なる頭蓋異常とは密接の關係を有するものゝ如し、されど、腦と頭蓋變差との間に歷行的關係ありといふを得可く、又頭部の不均齊は、病的發育に基くものにあらずして、生理的及び心理的原因に基くものなり。（人性）

◉萬引の原因　法律新聞は杉江醫學士の萬引に關する最新の學說を紹介せるが今之を轉載せんに

▲目下都下の大呉服店では、夏物の大賣出をやつて居る。大賣出と萬引は附物である。其萬引の事に就て從來は唯貧苦に迫つての結果、所謂貧の盜みとばかり思はれて居たが、學術の進歩はそんな單純な原因のみではない事が證明された。

▲有名なロンブゾー氏の研究によると、婦人の重罪犯人の多數は月經異狀の者で、又エリス氏は多くの女囚を調べて、彼等の月經の乱れも不順若くは閉止して居ることを見出した。

▲女の自殺者の三百、九例は月經時である。月經が婦人の精神に非常に影響を及ぼす事は之を以ても解る。萬引も此月經と大關係がある。

▲若し萬引が單に貧故の出來心なれば所謂貴婦人の萬引は出ない筈だ。所が實際は貴婦人に多い。貴婦人と云へない迄も、物中に澤山の金を所持せる婦人が餘分萬引をやる。

▲レケランド氏は五十六人の女萬引を調べしに其中卅五人は貴婦人で而も月經中の者であつたと云つて居る。然らばどんな婦人でも月經中は罪を犯し易いかといふに、必ずしもさうでない。

▲矢張そういふ體質の者、即ち親か飲酒家であるとか、精神病の遺傳があるとかして、それが不圖月經時に精神障害を來し發作するのである。

▲萬引は若い女に限らず、四十歳以上五十歳までの老女に案外多い、レケランド氏の研究に據れば、五十六人の萬引女の中、十人は此年頃の老女であつたといふ。

▲蓋し婦人の四十歳から五十歳までは所謂女のをはり際、六ヶ數い言葉で云へば月經閉止期に屬するので、身體の變化が烈しいため、精神に大影響ん及ぼすこと、恰も月經初潮時と同樣であるからである。老女に殘忍な振舞の多いのも、一は此生殖機能の退行から來る。

▲姙娠時の婦人も萬引をやる、必しも生計上の憂苦からではない姙娠から精神障害の結果である。

▲凡て動物は姙娠時には殘忍性となり易いもので、人間も此傾向を免れぬ。即ち放火殺人等の犯罪行爲は姙娠五六ヶ月の者に多いそれが分娩時になると一層感情興奮して種々の罪惡を犯す。

▲其等の實例を擧ぐることは際限のないことであるが、兎に角婦人は婦人に限つて有る所の生殖作用の關係から、思はぬ罪を犯すことの有り勝なもので、無暗に苅子定規の嚴罰を課しては、男と遜い、女は唯それだけで一生を葬られて了ふ。（法律新聞）



寄書

監獄衞生雜感（其三五の續き）

金澤　石崎貧樂生

（三二六）精神病者の法醫學的鑑定に於ける其性格の價値に就て Hahn は犯罪的性格も亦た著明なる精神病も證明し得なくて而かも非常に亦社會的行爲を犯した者の鑑定は特別なる困難を感ずるのである著者は丁度斯樣な例を鑑定した某官吏が一時金に窮して手紙を以て强請を試みたのである檢診の結果は二三のヒステリー性證狀の他何等の得る處が無かつた併し其の犯罪實行の有樣が非常に注意すべきものであつて即ち當時判斷能力の欠乏及び意識の狹少がありはせぬかとの疑を起させた乃ち著者は推定して其犯罪行爲は精神作用の病的障礙の狀態の部に行はれたるものとし其判決は併し刑法第五十一條に據り裁判官に一任すべきであると云つた其本審の時著者は特に再び注意してヒステリー性意識狹少は猶學術的推定に過ぎずといふて居る裁判は被告の利益の樣に判決された即精神病、朦朧狀態又は變質性素質の存在せざるに拘らず其行爲は（未だ證明せられざるも）病的精神狀態によりて惹起されたるものなることを是認されたのである

（三二七）刑罰と犯罪　Follin 氏の著にして現今の刑罰の發達と內部組織及び犯罪豫防の主要なる方法とを概說して居る特に一般の興味を引く問題を捕へた第一章には自由刑の歷史の詳述してある其以下の章には刑法原理及び其發達、刑罰の適用、刑罰の職分、及び內部組織、追放及び其附隨者保護及び他の改革にせる犯罪の豫防を述べて居る其

內殊に興味あるは幼年犯罪者の豫防、精神薄弱者の處置及び條件附きの處刑である

Pollitz, strafe und Verbrechen, geschichte und Organisation des gefängnis wesens, aus natur und geisteswert, 323. bändchen, leipzig 1910. 140 seiten. Krohne

(三二八)極密顧問官法學博士クローネ氏Krohneの祝賀式　昨年十二月九日は氏の七十五回の誕生日に當るので祝賀式を擧行したクローネ氏は略五十年間監獄事業に就事した人で始めは僧侶であつたが後には懲治所長となり次でプロイセンの內務省の顧問として種々の事業をなしたのである監獄獨房の新設、舊式の建築物の改良、精神病者を他より區別して監視する制度や組織を設けたのは其主なるものである著書としては監獄學敎科書及びヤーゲマン、ホルツエンドルの全書の內に載せたる『獨房の構造に關する原理』やウーベルと共に著した監獄及懲治場の圖面などがある

(三二九)自縊より蘇生せる者に於ける疾病現象　醫學士樋口辰助氏は京都監獄在職中縊死未遂後の疾病狀態の二例を觀察したりしが今更に文獻を涉獵して得たる六十餘例に對比し次で歸納的に之を考察し次で此疾病狀態成立の因緣に關する批判を試みたり卽ち先づ著者の二例を詳記し次で文獻を記し文獻を通覽して縊首による自殺企圖より蘇生せる者には殆んど每常病的發現の來るを認むべく其疾病現象では一定の共通經過を摘出し得べきを述べ二三の例外はあれども縊死企圖より蘇生せるものに於ける病的現象殊に精神的並に神經的症狀は一般に一時性のものにして唯自殺企圖及其前後に對する向後性兼向前性記憶脫失は比較的永久に存續するも他の意識作用は數日乃至數十日にして

舊態に復するを常規となす

著者の例は兩例共に犯罪者に於て觀察せるものなるが共に企圖前に於て精神異常は之を認めざりしものなり今此二例に現はれたる疾病現象の經過を綜括せるものを記すれば左の如し

第一例にありては自殺企圖者は懸垂して脚部に搖搦を呈しつゝ發見せられ取り下されたる時には已に全く失神の狀態にありて全身は弛緩し居れり特殊の處置を施すことなく生活現象の回復を見始の褥上に安臥せしが約三十分を經て錯亂的に目的なき運動興奮を來し約三時半に亘りて之を繼續せり次で昏迷狀態を呈して約二時間を經過す此時深部諸反對の亢進を見時々諸筋に細纖維性攣縮を呈せり次で二三の應答始めて現はし自殺企圖の目的及動機に就て語り之に着手せし時を告げて事實に符合す此際發聲に音響なく自ら聲出でずと告ぐ後命に從ひて再褥に就きて睡眠に入る約二時間にして自ら覺めたる時には已に常規的意識狀態に復し居れり而して其夜安眠す企圖後第二日に於て音聲に異常なく全然正氣にして意識作用に障礙を見ず昨日の受診を記憶し其所業を陳謝せり而して自殺考慮の起れる直前に午前四時の時計を聞きたりと告げて昨日の告白と大差なし唯懸垂せんとして房柵を攀ちたるを記するも懸垂中の氣分に關しては全く追想する能はず又蘇生後の錯亂的暴動を知らず第九日に於ても記憶脫失の回復なく一般狀態に病的なる點を認めず爾來は健康なる生活を繼續するが如し

第二例にありては失神狀態に於て取り下ろされ當時素人にも脈搏を觸れたり呼吸運動も亦た間もなく自然に回復し來れり次で全く昏睡して約三十分を經過す此時瞳孔に左右不同を見光線反應て缺き

次で強直性痙攣を見たり企圖後二時間を經るも意識回復し來らず諸筋に細纖維性攣縮あり深部反對凡腱高度に亢進し皮膚刺戟に反應なし然るに突然運動興奮を起して錯亂的に室内を轉輾す暫時にして鎮靜したるも再び復た全身の搖搦を來せり搖搦は乍にして強直性を示し乍にして間代性を呈せり而して痙攣の際は瞳孔は極度に散大し光線に反應せず痙攣の間欠時にありては光線反應僅に現出す此の如き搖搦を繼續すること約二時間にして鎮靜し後昏睡に陷る一時間を經て再び復た運動亢奮を起して錯亂的となり五時間の後始めて鎮靜して熟睡に入る後約二時間半を經たる時熟睡中の患者に就き瞳孔を檢したるに散大して光線反應鈍の角膜反對は存在せり而して此時に於ては淺部反對は現はれ深部反對の亢進は已に去れり患者は名を呼ばれて覺醒し應答し得たり然れども一般狀態尙荏然として時所の指南を缺き領解は稍〻不良にして推感性少しく高まり居れり後復眠に入る第二日の朝自ら睡より覺めて其居所に關して疑念に堪へざるものゝ如し自殺企圖に對しては勿論其前數日に亘りて記憶脫失あり談話錯亂的にして記銘能力の著しき減退を示せり然ども領解は殆ど完全に之を保有せり感情に於ては一般に好氣分にして萬事に顧慮する所なく多少構譚的傾向ありて追想空隙は之を構譚によりて補塡し居れり又指南の缺陷あるに拘らず些の失詮症を見ず上記の如き病的精神狀態は經過と共に日に其度を減却し行きて自殺企圖後第五日に於ては全く其跡を絶ち健康なる意識作用を見るに至れり然れども自殺企圖其者及其前後數日に對する向後衆向前性記憶脫失は尙著明なる變化なくして殘れり唯自殺考慮を有せしとの追想及頸部の絞痕より推想して自己の縊死を企圖せるとは之を否定せざりき約一ヶ年を經たる時に於て檢むるに脫失せる記憶の回復は之を見ざりしも其精神狀態に何等病的なる點を認めざりき

此二例殊に第二例は文獻に存する多數觀察より歸納抽出せる模型的經過に克く符合するものと謂ふを得べし即縊死企圖より蘇生し始め先昏睡狀態にあり次で諸筋の纖維性攣縮又は四肢の搖搦を來し全身の錯亂的運動亢奮を現はし後再昏睡に陷りては鎭靜し之より覺めて意識を回復し後數日に至りて所謂ゴルサコーフ氏症候群を現呈するの一時性精神障碍及此症狀全く去りて健康なる意識作用の復歸せる後尙自殺企圖及其前後に對する記憶脫失の續存すること卽ち是なり

次に著者は是等諸病的現象の成立の起原に關する諸說を擧げ論評を試み次で縊首蘇生者に於ける更に常住なる症候として考へらるゝ記憶障碍殊に向後性記憶脫失に論及し縊死企圖より救命せられたるものに見る神經的並に精神的疾病現象は之を縊首行爲內による神經物質の肉的被害に歸すべきものなりとの斷案を下し最後に此肉的被害は果して如何にして來るものなりやの問題につき「アスフイキシー」說、貧血說、アスフイキシー兼貧血說及び代謝物質中毒說等を擧げたり

(一三三二)メチールアルコール中毒　此頃東京邊には「メチールアルコール」問題が非常に熱を高める居る純粹なる「メチールアルコール」なるや不純なる「メチールアルコール」なるや不明にして又た他に中毒を起すものあるやも知る可らず本中毒に付ては歷史上監獄に關係がある夫は千八百七十六年に佛蘭西のノルマンヂーの囚人が窄に居て酒が飮めないので或る勞働をさせられて居るときに「メチールアルコール」を含んで居るもの

を用ゆる仕事をさせられたから夫を飲んだ其際一名は死亡し他の一名は失明したと云ふことである今より三十六年前のことで其當時酒は飲めなく獄窓で忍んで飲んだのである此の不純「メチールアルコール」は木精と云ふもので味も惡ひし臭氣もある通常飲める形のものではなかつたのである併しながら「メチールアルコール」中毒死及び失明の元祖は囚人であると云ふことである。（完了）

監獄時事問題（承前）

上田與獄談

如上の次第であるからして、都市の犯罪者を地方に移監執行すると云ふ現在の權道は、全然之を廢止し、他に適當の方法を講ぜられんことを我輩は當局者に希望して止まぬのである。卑見に依れば此上都會の地に監獄を建築又は增設せんことは今日の財政上其他に於て許さゞる所であるが、監獄の增築若くは增設より、より以上の積極的に犯罪者、殊に累犯者を多出せざる樣に適當の設備を爲すことが目下の急務であるまいか、尤も其設備に付ても確たる定案迚はないが、要するに刑餘者にして就くべき正業なり、若くは正業に就くを喜ばざる未改悛刑余者を强制し、勞役に就かしむる爲め强制勞役場（行政處分に依り）を設け、之に收容し若くは改悛の光明を認めたるも其就職に困難する者に對しては、勞働紹介所若くは職業、職工仲介所等、公けの機關に於て相當の便宜を與ふることとし、彼等をして出獄後自ら進んで自働自食の良民たるに足る樣機會と習慣とを馴致し、勞働の神聖を自覺せしむる事を得ば、彼等をしを尠くとも犯罪より遠かしむることを得ることになるであろうと信ずるのである。

二、犯罪に關する新聞揭載事項に就て

維新以來文明東漸の結果として、最先に發達したるものは科學殊に權利義務に關する思想であると我輩は平素信じて居るので、此法律觀念の漸く盛んなるに從て個人思想の發達著しくなり、動もすれば法律萬能主義を唱ふるに至りたる結果として、我國古來の美風良俗である處の道德觀念なるものが、亦漸次地を拂ふに至らんとする傾向あるのは識者と共に憂慮に堪へざる所である。殊に近來中流以上、就中法律觀念の素養あり智識ある人種の間に多くの破廉恥罪を犯す者を出す事實を見るのは、明かに個人主義の弊風にして法律萬能主義の弊害であると我輩は信ずるのである。故に前項に例示したるが如く、都會の地に詐欺、恐喝、橫領、若くは賭博、富籤等、投機的殊に智能的犯罪の漸く增加するのは全く之を證して餘りあると考へるのである。法律萬能主義に伴ふ弊害既に此の如くでありとしたならば、之を緩和調節する所のものは即ち道德若くは宗教に關する思想の普及でなくてはならぬ。故に此宗教道德に關する觀念が今後に於て大に勃興せざるべからざる必要を感すると同時に、近頃當局の識者が漸次宗教の流布、道德の涵養を絶叫するに至りたるは誠に喜ぶべき事實で、是に依て尠くとも法律害用者を減じ、延いては犯罪者の發生を幾分たりとも減少するに至らんことを我輩は翹望して止まぬのである。

近頃我輩は犯罪發生の原因若くは動機に就て、想を繞らずと同時に著しく感じたる事柄は、新聞の三面記事に於て强窃盜又は强暴なる犯罪の事實を詳載し、世人に警戒を與へんとする記事に就て疑を挾むのである。新紙揭載の精神能く之を諒し得ると雖も、幾多の强窃盜又は幾多の詐欺、殺人、

傷害等に付詳細なる犯罪事實の揭載は我輩之を以て一般社會を警戒すると云ふ意義の外に、より以上の犯罪挑發の動機となることなきやを杞憂するのである。社會の文明科學の進歩は所有、人心を驅つて好奇心を喚起し、冒險又は投機心を挑發し善惡俱に未發未知の事物を發明又は豫知せんことを望むの情、切なるは素より人情の機徹に屬し、而して此好奇心又は冒險心若くは投機心は亦一方に於て模倣性の誘ふ所となり、遂に未見未知の所有、犯罪を構成するに至る事實多きことを我輩は信ずるのである。殊に下等階級に屬する者、若くは婦人小兒の間には最も此三面記事を好愛し歡迎せらるゝ事實あるを想像せば、蓋し其弊害の之に伴ふこと決して鮮少でない事を信ずるのである。近頃堂々たる時事新報に於て掏摸の季節として連載せらるゝ所の記事の如きも、我輩を以て之を見れば其之れに伴ふ弊害の多くして、之れより得る所の利益は結局何等之れなきを信ずるのであつて、尙ほ之れより下つて風紀風俗に惡影響を及ぼす記事は一層之に伴ふ害罪殊に犯罪の動機たらしむる事多きを信じて疑はぬのである。識者須らく想を茲に致されんことを望むのである。

三、監獄に關する思想の普及に就て

法律思想の發達に伴ひ、我國の獄政は維新以來著しく改良進歩を加へられたのであるが、今や我國監獄改良の內容は實に文明諸外國をも凌駕すると云ふも過言でないと我輩は信ずるのである。然れども其改良進歩なるものは常に政府當局者に依て促され來りつゝあつたので、諸文明國の如く宗教家學者等社會の有識者の間に之を叫ばるゝことのないのは頗る遺憾とする所で有識者の間に全く之を閑却されつゝあることを認むるのである。要するに之れは日本の文明が先以て外見的積極の事業に重きを置かれたる結果として、消極的の監獄事業の如き事業を閑却さるゝに至つたのは餘儀ないとしても、今日は監獄事業なるものは實に國家事業であつて、國家の刑罰權に關する大切なる事柄であると同時に國家の財政經濟に關する緊要事業であることを忘れてはならぬのである。然るに從來監獄改良を斯く度外視せらるるのは或は監獄に關する事情を知らざるの結果ならんも、併しながら政事家又は教育家又は學者の中にも往々筆禍又は政禍に係り入監する人士も尠からぬのであつて見れば、是等の人々は宜しく監獄の內容實質を社會に紹介せらるゝと同時に、續々意見を發表し以て監獄思想の普及を圖り進んでは事業の改良發達を促されんことを我輩は希望して止まぬのである。從來の實驗に依れば政治家、教育家、或は社會上層の人も、不幸入監する事も尠からぬのであるが、未だ曾て是等の人々の口を透して監獄改良、若くは監獄に關する意見の發表あるを聞かざるは甚だ遺憾とする所で之れ即ち社會有識者の間に監獄改良を重用せられざるの致す所であると思ふ。故に將來は少くとも政治家、教育家、若くは宗教家等にして苟も社會の人心を支配する所の有力者間に於て犯罪殊に監獄に關する科學を研究せられ以て我輩の前途に向つて監獄改良の光明を與へられん事を希望して止まぬのである。(完)

千葉監獄と祖先崇拜 (承前)

平野賢榮

上述の如く孝は我國古來倫理の骨髓としてありまして昔時孝謙天皇の御宇天下の各戶に孝經一本を備ふべきことを詔らせ玉ひしことすらあり此の

孝經は孔子が其門人曾參の孝に感じて述べられた書でありますが其孝經の中に「要君者亡上。非聖人者亡法。非孝者亡親。此大亂之道也」とありまして孝行の仕方にも天子、諸侯、卿大夫、士、庶人と未々別けて說きて多少異なる所がある樣に示されてありますが就中士と庶人との孝の仕方は如何に說き示されてあるかと云へば「以孝事君則忠。以敬事長則順。忠順不失以事其上。然後能守其祭祀（以上說士之孝）」「用天之道。因地之利。謹身節用以養父母（以上說庶人之孝）」とあります之れに因て之れを觀れば孝なるものは忠順を知らぬ樣に心掛け尙ほ親が亡なつても其の作法に背かず謹んで祭祀を執行するのが孝である而して又專ら稼穡を勉勵して儉約を守り親を養ふが孝行でありますす凡て人の子たるものゝ親に事ふる心得としては「孝子之事親也。居則致其敬。養則致其樂。疾則致其憂。喪則致其哀。祭則致其嚴。五者備矣。然後能事親」と示されてあります此の五者を悉く備へるは殆んど至難の事の樣に思ひますが兎に角親を思ふの心が寤寐も念頭を離れぬ樣になれば求めずして自ら備はることになるであらうと思ひますソコデ在監人に孝心を涵養せしむるには請ふ晩より始めよで吾々お互は身躬ら祭祀を謹み祖先を尊崇するの念慮に富まねばならぬことゝ思ひます幸にして在監人は訓示を遵守して每朝祖先を遙拜しつゝありとのことであるが乍遺憾之を戒護し之を監督して或は直接に或は間接に感化の任に當る諸君の行爲上より觀察する時は未だ充分訓示の趣旨が徹底せぬかの樣に感ずるのである何となれば諸君が祭日の屆出をなし休暇を得れば精進潔齋して身心を淸め靈牌に香花を供へ終日內に居て父母を追懷するが當然であらうと思ふ、然るに祭日休暇を名として或は芝

居見物に或は遊山に出懸るものがありはせぬか甚しきは釣魚の遊をなすものがなきとも保證しがたし加之ならず夜勤又は宿直に當るもの朝起洗面後祖先を遙拜するもの多數あるを見聞せぬ拙生は旅行中隨行者の或者が朝起洗面後禮拜するを見受け其日一日非常に愉快であつた乍併其人は如何なる意志で如何なるものを禮拜せしかは惟知するに由なしと雖ども兎に角神なり佛なり之を尊崇して禮拜を怠らざるものに對しては雙手を擧げて贊成せざるを得ぬ年若き者は或は心中に尊崇禮拜するの念を懷くも外觀（儀式）を恥ぢて行はざるものもあらうけれども夫れは決して愧づるに足らぬ古聖賢人の訓を垂れ法を定むるのも外部（形式）より內部（精神）に及ぼすものが多い內に思ふて居れば必ず表式に現はるゝものである此の邊の事情から云ひましても一般在監人に祖先崇拜を奬勵して彼の學校に校風あるが如く此の監獄にも亦監獄の美風を作ることが必要であると信じますから吾千葉監獄は祖先崇拜の監獄であるといふことを聯想せしむるが爲めに其の旗幟を鮮明ならしめ敎誨にまれ作業の督勵にまれ其他賞罰の席にも萬事に涉り一にも孝二にも孝と孝を以て一貫し彼等（在監人）をして衷心より祖先崇拜の念を發揮し報恩謝德の觀念が事實上に現はるゝに至らば監獄事業の目的は過半成功したるものといふも敢て過言にあらずと信じます諸君幸に上官の心を以て心とし拙生の理想を貫徹せしめられんことを切望して已まざる次第であります。

本年春季皇靈祭日に石井典獄が三席の講話中第一席の敎誨堂に於て講話せられたるもの左の如し

本日は汝方も兼て知る春季皇靈祭は云ふまでもなく春秋二季彼岸の中日を以て我皇室におかせら

れては開闢以來皇祖皇宗歷代の皇靈を祭られる大切なる日柄にして我等臣民たるものも特に春秋兩季を定めて祖先を祭るのである此の故に凡そ我皇化の及ぶ處津々浦々に到るまで此の日を以て休日と定められ崇拜の儀式に缺くる所なからしめ國憲に觸れたる汝方に至るまで一日の休業を賜り齊しく恩澤に浴するに至つては深く御聖意のある處を窺ひ知らねばならぬ。

本官は今此の祭日に當り重ねて汝方に告ぐるであらう曰く先づ自己の祖先を崇拜せよと凡そ何人と雖も吾身の可愛く有用にして大切に思はぬものはあるまい此の有用にして大切なる吾身は抑も何人の賜であらうか已に吾身は父母の賜たるを知らるゝならば其父母は如何に、思ふて斯に至つたならば下愚のものと雖も祖先と我、我と祖先の異身同體決して離るゝことが出來ないことが頷かるゝであらう左れば祖先崇拜は結局するに吾人が報本反始の信條で貴賤貧富老若男女を問はず何人も依らねばならぬ常道であると思ふ。之れ本官が昨四十四年五月始めて汝等に訓示し今現に各自が每朝洗面時の瞬間に於て父母祖先遙拜の禮を行ひつゝあるは茲の精神に基くので惟り汝方に強ゆる斗りでなく本監職員の上下擧つて夙夜に行ふ處である然るに汝方には此の意を了し蘋藻の誠を致すの念あるも今日の境遇自家の墓前に詣で一花一炷の供をなす其道なきを思ひ本日茲に佛壇を莊嚴し在監中死亡者の靈を弔ひ併せて各自の祖先の靈を祭らしむるのであれば遠くは祖先の恩惠を追念し近くは所生の父母を遙拜し片時も早く報恩謝德の至誠に立ち回らねばならぬ然るに不心得のものは云ふであらう。吾等は父母ありと云ふも生後間もなく孤兒となりて全く父母の愛育を受けぬ又曰く貧窶に

生育し父母の溫情なるものを知らぬ否苦ありて樂あるを知らぬ寧ろ成長したるを恨む位であれば父母崇敬の念のある筈なく況んや祖先をやと乍然思へ假令生後直ちに孤兒となるも佛家の所謂母胎の受恩は避けがたからん貧窶に成人し父母の溫情を知らぬと云ふも溫情を知らぬ其子の恨みよりは溫情を加へ得ざる其父母の苦痛の大なるを思はねばならぬ四百四病の病より貧ほど悲しきものはなしとは此の邊の消息を云ふであらう左れば順境に成人したる者より却つて此の種の人は祭祀に奉養に一層の厚きを致さねばならぬのである

昨年の秋季皇靈祭に於て本官は此の意味に於ける報本反始の必要なるを演べて汝方に期する處があつた今日更に一言を敢てするは決して徒事でないことであらうと思ふ然らば如何にして不孝の子たることを免かるゝであらうか不孝の子たるを免れ得たならば之れ常人である否人平生常道を踏むで操持する處愈堅實ならんには之れ即ち有道の士ではあるまいか由是觀之不孝の子たるを免かれ得たるものの之れ聽て至孝の域に進むべきは必然ではあるまいか果して然りとせば如何にして不孝の子たるを免れ得られるかを研究せなければならぬ。

孟子曰く不孝の子と名くるもの五ありと何ぞや、四肢五體を勞することを厭ふもの即ち橫着であつて家政擧らず父母の孝養を心に掛けざるもの之れ一、博奕を好み無益の遊びをして過分の飮酒に耽りて父母の孝養を心に掛けざるもの之れ二、慾心深く我妻子の愛に戀着して父母の養を顧みざるもの之れ三、耳目の慾といふて己れ獨り見聞に心を奪はれ父母の戮を招くもの之れ四、匹夫の勇といふて猪武者にして理非を辨へず無性に喧嘩口論を事とし父母にまで難儀を掛くるもの之れ五、

と云はれた已上は不孝の人と目すべきものを擧げたので若し斯の五個の行かないならば孟子の所謂不孝の子たるを免れたる常道の人で常道の人稱して有道の士といふ誰か不可と云はん既に有道の人なり其父母の生と死とに論なく子たるの本分を盡すべきは明かである

不孝の子に奉公の精神の乏しき事實を屢次見聞す有道の孝子未だ曾つて國君あるを忘れたるものあるを聞かぬ之れ忠臣を孝子の門に待つは必然の數である。

我が叡聖文武に在しませる　陛下は我臣民克く忠に克く孝にと宣はせられたり要するに祖先崇拜は報本反始の要道で報本反始は修身齊家の基礎で吾人臣民子孫の本務であるに外ならぬ若しも汝方にして思を玆に致し步一步凝念實行の域に進み世に監獄の必要なきに至り吾等亦冠を掛けて故山に起臥するの場合に至るならば國家の幸慶蓋し之れに過ぎぬであらう繰り返して云ふ各自眞面目に祖先を崇拜せよと

右敎誨終りて典獄は看守長敎誨師を率ひて在監中死亡せし者の墓所に詣で歸館せしが纔て二三敎誨師が官舍を訪問せしに茶談の次皇靈祭日の所感を一節分擔せばやとの協議成りて即吟を試みたるに典獄の作左の如し

皇靈祭日書感

祖先崇拜素先天、合掌凝虔木主前、慚愧子孫乖本務、恐惶日夜苦心牽

又

孝子之心皆畏天、靈魂不滅在吾前、事生事死元同體、恭敬追思日夕牽

本年四月三十日の訓示左に

各敎誨師が受刑者に接する場合に於て訓示せる祖先崇拜に就き彼等が感懷せる情念の流露せるものあるを看取するときは其情念を持續せしむる爲

め文字なきものは口頭陳述を聽取し文字あるものは別紙所定の感想錄用紙を交付し置き其氏名を第二課に通知し置くべし第二課は敎誨師の通知を取り纏め凡そ人員を見計ひ一ヶ月一回交付の用紙に記入せしめ敎務所に廻付すべく敎誨師は口頭陳述に係るものは其の大要を代筆し自筆のものと共に其都度典獄に供覽し終了後各本人の身分帳に編綴の手續を爲すべし」

以上は現典獄が昨夏以來本主張に對しての施設にして僅かに一年なるを以て未だ之れより生ずる効果の實例多からざるも其以前に比し追悼回向の出願親族との接見及通信其他の機會に於て祖先崇拜父母追念の流露するを看取するに足るものあり其効果の具體的發表に至りては請ふ今後の紙上に於て更に記する處あらんとす

●題目は一例を示すに過ぎず祖先父母等に對する感懷は何を書くもよし

記事（年　月　日）

祖先崇拜	
今まで祖先を祭らざりし譯	世間より信用を受けたる時の心持
父母を思ほざりし始末	酒を飲み過し又は女に迷ひたる時の心持
毎朝洗面毎に祖先父母を遙拜したる時の心持	怠惰又は博奕に耽りし時の心持
如何にせば父母を歡ばせ得べき	親兄弟の諫めに背きたる時の心持
子が自分に親切なる時の心持	入監の身となりし時の心持
父母又は主人から譽められたる時の心持	今までの惡るかつた事は何
他人から孝親者と云はれたる時の心持	父母妻子が喜びし時の心持

父母を歎ばせる	家産を蕩盡し又は借金が出來た時の心持
小供を教育する入費の出所	父母の年又は命日
朝早く起て仕事をしたる時の心持	身分不相應の考へを覺りし時の心持
仕事が仕上りたる時の心持	今後の一大決心は何
仕事に疲れて夜寢る時心持	決心持續の方法
耕作物が能く出來た時の心持	精神修養の工夫
汗膏で儲けた金が手に入りし時の心持	勤勉力の養成
肥料を買ひ牛馬を買ひたる時の心持	出監後の目的

（り起）　（し感想錄）

家を建て又は修繕したる時の心持	忍耐と成工
人の經營を救ひたる時の心持	善良なる國民
貯金が段々殖ふたる時の心持	克く忠に克く孝に

稱呼番號氏名

◉事實を曲げず筆を飾らず眞心に耻ぢざるを可とす眞面目なるを歡迎す

◉一ヶ月一回指定の者に筆記を許可す勉め願出つるは妨なしとす

通信

◉保護教團の成立

大分監獄　江上秀吉報

▲國東佛教保護會

大分縣下東國東郡八ヶ町村三十七ヶ寺の各宗聯合に成る國東佛教保護會は客月二十日同郡國東町與導寺に於て發會式を擧行せり先づ各寺住職は同寺本堂に集合し聖壽萬歲祈願の讀經を爲し了りて劇場豐國座に至りて演說會を開催せるが先づ副會長後藤宗旭師開會の辭を述べ、次に島崎警察署長、常聚院上田正嚴師及び和田典獄の免囚保護に關する演說ありて閉會を告げたり當日の來賓は前記の外東國東郡役所第一課長、三島看守長、町長、郡吏員、警察署員、役場吏員等にして非常の盛會なりし

▲直入佛教協濟會

大分縣下直入郡竹田警察署管內各宗寺院四十一ヶ寺の住職發起に係る直入佛教協濟會は客月廿五日同郡竹田町正覺寺に發會式を擧行せり其概況如左當日午後二時の定刻に至るや甍司光明寺住職開會の辭を述べ會員一同佛前に讀經了て會長大友滿德寺住職本會組織に關する沿革を述べ次に和田典獄、豐田檢事正、の保護事業に關する講演あり甍司副會長閉會の辭を宣したる後別室に於て茶菓の饗應ありたり當日の來賓は以上の外三神判事、秋吉郡長、竹田警察署長代理佐藤警部補、師子鹿看守長、町村吏員、及警察署員其他地方有志者等數十名にし頗る盛會なりし

▲大分佛教報恩團

大分市及大分郡十六ヶ村各宗寺院の組織に成る大分佛教報恩團は本月二日當大分市萬壽寺に於て發會式を擧行せり當日定刻に至るや善巧寺住職大友芳虔開會の辭を述べ來迎寺住職槇島隆政本會の經

過を報告し續て昌谷知事、豐田檢事正、の祝辭あり典獄代理上田看守長保護方法に就き希望を述べ次に敎誨師龍野善立の演說ありて終へたる後茶菓の饗應ありたり當日の來賓としては以上の外岩松警視、後藤大分市長、安部助役、豐洲新報社長、大分日々新聞記者、辯護士、並に附近町村長、及各駐在巡査等にして盛會を極む



彙報

●逃走事故

▲親を慕ふて逃走を企つ

長崎監獄嚴原分監在監者長崎縣人懲役八月囚小山田常藏は拘置監第四房に獨居拘禁に付し置きしが五月三日夜折柄風雨烈しく四面暗黑なるを奇貨とし看守の隙を窺ひ監房後面に附設せる便所柵の一本を足にて蹴り又は手にて押す等種々の手段を講じて其下部柵の朽廢し居るに乘じ遂に僅かに辛ふじて脫監し得る程度に排して逃れ出で同監舍の裏手區劃石垣に登り該石垣の上部を傳ひ外圍を踰へて通走せり之を發見するや否や夫々追跡の手配を爲し一方警察署並に檢事に急報し置きたるが幸に翌四日囚徒の自宅に潛伏せんとする處を認知し逮捕せり而して逃走の原因は兩親を思慕し纏綿の情に堪へざるに出でたりと

▲汽車進行中の逃走

廣島監獄在監人懲役八年囚佐藤藤五郎は判決確定刑執行の爲め五月二十一日松江監獄へ移送の途次揖屋驛を過ぐる僅かに三丁計り進行せる際手荷物の陰に於て密に手錠を叩き明け聯結せる繩の端を解き放して施繩の儘車窓を引き明くるや電光の如く身を躍らして飛出したり之を見たる田中看守長はあはや一大事と田島部長等四名の看守に追跡を命じたれば同看守等は汽車の進行中なるにも拘らず奮然飛降りて急速追跡し先づ威嚇的に短銃を發せしに渠は銃聲に失膽して其場に倒れたるより直ちに駈け付け逮捕せんとするや忽然起上り組付きて劍を拔かんとし或は腕に嚙み付く等極力抵抗したるも漸々に逮捕して護送するを得たり

▲叱責が逃走原因乎

浦和監獄川越在監窃盜囚北村一郎は四月十八日炊事夫として就業中炊事場附屬看守所北窓より脫出し營繕小屋に藏置せる松板を南側板塀に架し之に依りて踰越逃走したり而して逃走せると覺しき瞬間に覺知するや否や追跡員を八方に派遣し捜索中なるも未だ逮捕に至らず尤も逃走の原因に至ては確信なきも炊事夫に從事中嘗て過て茶碗を破壞し其他にも手落あり炊事場擔當看守に叱責せられたることありしが短慮なる該囚は之に對し不快の念を懷抱し居りしものゝ如くなりしが或は是が動機となりたるに非らずやと認めらるゝと

▲法廷より疾走

札幌監獄札幌區出張所拘禁橫領罪刑事被告人佐々木竹次郎は去る七日公判開廷の通知により出廷懲役十年の宣告を受け將に戒護退廷せんとする際油斷を見濟まし突如法廷出入口の唐戶二尺程を開き駈走したれば中村看守は其出口に於て一旦同囚の着用せる羽織の下端を右手にて捕捉せるも之を振放ち疾風の如く走りたり依て更に練生川看守の助を得て追跡したるに恰も好し齋藤巡査の入り來るありて此狀を見るや大手を擴げて行手を遮ぎりた

れば同囚も進退谷まり躊躇する所を難なく捕獲したりと

▲麥圃中に匍匐す

浦和監獄川越分監に於て本月十二日午前五時頃放火犯懲役六年囚群馬縣人高橋辨之助なる者北側板塀外の便捨小屋内より戒護看守の隙を窺ひ脫兎の如く外圍の杉生垣を潜り拔け逃走したり當日は該囚等をして便捨に從事せしむる爲め便捨小屋に於て本囚等に汚穢業用の衣類を着替へしめ居りたる機會に乘じ喘嗟前記の如く逃逸せるものなり戒護看守は之を覺知するや否や當直看守長に通報し看守長は詰合看守數名を急派捜索せしむれば渠は分監北側に近接せる麥圃中に匍匐し居るを認め直ちに逮捕するを得たり

▲情婦を戀ふの餘り脫監

茨城縣人根本勝策は竊盜犯にて懲役に處せられ水戸監獄下妻分監に於て刑期執行中の者なるが去る十二日午後五時二十分正に檢身を終へ檢身所を出て時こそ好けれと看守の隙を窺ひ一監裏を迂回して一監一房と病監との間に出で來りたるを野手看守が認知し其不都合を責め將來を戒め居房に向はしめ同看守は病監に入房者ありて同區域内に入りし際本囚は居房に戻らずして再び二監脇木戸を入り三監裏に至り同監裏内圍なる板塀高六尺を躍越し外圍板塀に沿ふて南方蒸室脇に至り外圍板塀に接續せる内圍板塀に攀登し夫より外圍板塀に飛移り表門前通の路上に飛び下り直ちに西方指して一目散に逃走せり而して監房に收容するに當り該囚の姿見へざるより八方捜索中三監裏に下駄の脫捨あるを發見し捜索せるに圖らずも本囚の飛下れるを目擊せし人民の告ぐるありて逃走せるを知了し時を移さず追跡の手配を爲し追跡したるに折柄通行せる裁判所書記巡査部長の之を覺知して取押へたるに會す逃走の動機は東京に慰撫を通せる婦人ありて入監後暫時の間も忘るゝ事なく戀々の情に堪へず何等かの機會を捉らへて逃走せんと待構へ居りたるものなりと

▲房扉の鑰鑰を外して逃走

東京市平民窃盜囚吉松幸吉は神戸監獄兵庫出張所に在監せる者なるが五月廿一日の夜房扉の格子中間に打付けありし板を取り外し（取外に用ひたる器物は釘樣のものと推定す）手を出し鑰鑰を外し（合鍵を用ひたるものならん）扉を開きて出で復び元形の通り閉扉下鍵し何等の異狀なきが如く裝ひ置き監房南門を越へ事務室に侵入し看守の外套を窃取し更に炊事場に在る外套を奪取し同所横板塀を踰越し塀外の畑地に在る小屋の側に獄衣を脫ぎ棄てゝ逃走せり該事實を知るや直ちに手配して八方捜索に力を盡すも未だ其所在を認めず

傷害事故

▲怒て同囚を傷つく

東京市平民にして未成年者たる窃盜累犯懲役四年囚笈川德太郎は巢鴨監獄に服役中のものなるが同在監者東京市平民窃盜累犯懲役二年囚石川二郎に對し五月七日の夜同房内に於て爭鬪の結果備附の飲器を以て頭部を毆打し左耳上部に約十二仙米突豫後の經過約四週間を要するに至れり其原因としては敢て平素の交情に於ては反目嫉視するの傾向もなく又猥褻等の關係もなく寧ろ同舟相憐同惡相親の間柄にてありしされば今回の出來事に就ては何等遠因とてはなく唯作業上の爭より怒氣一時に心頭に迸り憤怒の情に驅られたる爲なるべしと

▲遺恨閃電慢兒逸す

大阪監獄在監人懲役五年囚小高多三郎は同監者懲役一年囚山本兼吉に對し六月六日朝第一男監第五號工場に於て轆轤工木割用の鉈を持つて頭部に斬り付け傷害を加へたり此事件を發生するに至らしめたるは初め相互、警察署留置場に於て相知り更に大阪監獄に入監同一工場に服役せる時より以來常に被害者は加害者を侮蔑し不遜の振舞屢ありしを以て心平らかならざる折柄六日午前六時半頃綿撰

工全囚の供用なる一枚の雜巾を以て工場の西方なる被害者等の綿彈台より順次東方へ拭ひ來り次に東方なる加害者等の臺より順次西方に拭ひ行くべき順序なるを以て雜巾を加害者等の面前に置き在りたるに被害者が無斷にて之を取り去りたるより加害者は取返さんとして之を要求したるも被害者が意地惡く雜巾を背後に置きて渡さゝるより平素不快を忍びつゝありし憤怒の情一時に勃發し如此兇行を演するに至りしものなり

●執行猶豫の成績

吾邦に於ては去る三十八年四月から執行猶豫の制度を認める事となり四十一年新刑法施行以來其成績の稍見るべき者がある今執行猶豫の制度が實施された三十八年四月より本年三月末日迄の刑執行猶豫言渡總數を擧げれば四萬五千七百九十人で其中言渡期間滿了したのが一萬八千二十一人、言渡を取消されたのが千九百十八人である、今是を第一審刑法被告人數及び刑の言渡を受けたる者と比較し年別として表示すれば左の如くである（但執行猶豫の數は三十八年は四月より十二月迄四十五年は一月より三月迄）

第一審刑法犯被告人員	刑の言渡を受けし者	執行猶豫言渡人員	期間滿了人員	取消人員
三八年	七三、〇三七	六七、七九九	一、八六	……
三九年	七五、六七二	七一、四八八	三、三〇八	……
四〇年	七八、三三一	七三、四八八	三、三〇八	一〇四
四一年	七四、九二一	六五、四九六	二、九九九	一五五
四二年	一〇二、四二七	九八、三三〇	二、五五四	二七三
四三年	一〇、六七七	……	七、八三四	四、〇三二
四四年	……	……	九、二一六	五、四七一	四三一
四五年	……	……	九、七二一	三、五九三	四五三
計	……	……	二、二四三	一、六七四	一三〇
	……	……	四五、七六〇	一八、〇三二	一、九一八

以上の表に現はれた本年三月末日迄に刑の執行猶豫を言渡されし總人員四萬五千七百九十の中言渡期間滿了して好成績を得た者は百分の卅九强で言渡を取消されたのは百分四强である、今試みに歐洲に於る成績を擧ると次の如くである白耳義の統

計によれば試驗輕罪、違警罪者、犯罪者中執行猶豫を申付かつた者は廿三萬五千二百六十人だが言渡期間滿了した者は百分の九十六、取消された者百分の三强である、佛國でも百分の九十三は良好で不良なのは百分の六であつた、獨逸は比較的成績不良で期間滿了した者は百分の七十五を示した之に比較すると我國の成績は幾分不良の樣であるが今の處では期限中の者が多いので明確な數を得る事が出來ないから直に成績の良否を斷定し難いのだそれで執行猶豫を言渡された犯罪で一番多いのは（四十二年）竊盜の二千八百九で、詐欺及恐喝の七百七十二之に次ぎ橫領六百四千四、森林法六百十一、傷害罪五百九十四、贓物に關する罪四百二、賭博三百三十二、文書僞造三百十五、墮胎二百十六と云ふ順序になつて居る、執行猶豫を取消されたのは竊盜二百十二、賭博七十九、傷害罪三十五、橫領二十五等は多い方で贓物の四、詐欺及び恐喝の九は最も少く文書僞造と墮胎とは極めて成績好く、一人もない

●犯罪と季節

犯罪と季節との關係に付て司法省當局の調査なりと云ふを聞くに百に對する比例は冬期最も多く三十八春期之に次ぎ二十五人秋期廿三人夏期は最も少く二十二人なるが夏季に犯罪少きは犯罪總數の最も多數なる賭博の三十五强が冬季に行はれ夏季は僅に十八を占むるに過ぎざると窃盜强盜詐欺の如き財產犯罪が著しく減少せるによる尙放火失火犯が夏季に減少せるは一般世人の直に首肯する處にして放火失火の最も多きは春季にして夏季は百分比例僅十八に過ぎず次に夏季に於て最も多數に行はるゝ犯罪は殺人傷害猥褻の罪は冬季の二十三に對して二十八傷害罪の冬季の十九に對して寧に三十の多數に上るを以て夏季に於て身體及び風俗に關する罪の多數なるを知るべし。

●清國官吏の監獄視察

司法行政殊に裁判事務及び監獄事務研究の目的を

以て渡來せる中華民國閩都督府司法司長鄭烈並に同府政務院顧問官司法司參事長蕭敏の二氏は去る六日豐野事務官の東道にて東京監獄を參觀せるが木無瀨典獄の案內に依り監房其他の構內の設備囚徒の狀態など隈なく巡視の後豐野事務官木無瀨典獄より事務取扱上一切の說明を聞き反覆鄭嚀に質問を爲し一々領得して去れり尙十八日は巢鴨監獄に豐野事務官同行藤澤典獄說明の下に諸般の設備並に事務上の視察を爲したり

◉通行取締の厲行

這般警視廳にては通行取締を一層嚴重にすべく各警察署に通牒を發したり其の取締の手加減は左記の如くにして飽まで之を厲行し違反者に對しては遠慮なく道路取締規則に依り三十日未滿の拘留又は二十圓未滿の科料に處すべし法の正當なる適用は可なり唯職權の濫用なかんことを望む

一、人道の設けある道路橋梁を含む於ては其の幅員の廣狹に拘らず步行者は必ず人道を通行せしむると但し雨雪の場合に於ては有效幅員（人通上の電柱、街燈、道木、井戶、郵便函、板圍等より其の側の路端までの距離及溝を除きたる幅員）一間未滿の場所に限り執行上斟酌を加ふることを得

二、道路の片側のみに人道の設けたる場合に於ては道路全幅の中央を境界とし其の人道なき一方は人車馬道の區別なき道路の片側と同視し取締を爲すこと

三、巡査交番所又は街頭便所等の建設物の爲に人道の殆ど全部を壅塞せる場所は其部分に限り便宜牛馬道に立入らしむることを得

四、業務上車馬道を通行せざるべからざる者例へば道路工夫電車軌道工夫、軌道掃除人夫及各其の監督者等にして其業務に從事する場合竝に電車乘客にして停留場際に待合はす場合の如きは已むを得ざるものとして取扱ふこと電車監督者は乘換停留場に限り車馬道に入らしむることを得

五、軍人、學生、生徒其の他の者にして隊伍を組み行進する場合又は長大の物件を持運ぶ場合の如きは例外として成るべく車馬道を通行せしむること

六、祭典祝日其の他の特に雜沓し第一號主文に據らしめ難き場合は臨機適應の措置を取るべきこと

七、道路の工事橋梁の修繕其の他實際已むことを得ざる場合は適宜車馬道に入るを許すことを得

◉朝鮮警察犯處罰規則

朝鮮總督府令第四十號を以て發布されたり

警察犯處罰規則

第一條　左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す

一　故なく人の居住又は看守せざる邸宅、建造物及船舶內に潛伏したる者

二　一定の住居又は生業なくして諸方に徘徊する者

三　密淫賣を爲し又は其の媒合若は容止を爲したる者

四　故なく面會を強請し又は強談威迫の行爲を爲したる者

五　合力、寄附を強請し強て物品の購買を求め又は技藝を演じ若は勞力を供給して報酬を求むる者

六　敬利の目的を以て強て物品、入場券等を配付したる者

七　乞丐を爲し又は爲さしめたる者

八　團體加入を強請したる者

九　濫に市場其の他之に類する場所に營業者の出品若くは入場を強請し又は物品賣買の委託を強請したる者

十　入札の妨害を爲し共同入札を強請し、落札人に對し其の事業、利益の分配若は金品を強請し又は落札人より故なく之を受けたる者

十一　入札者通謀して競爭入札の趣旨に反する行爲を爲したる者

十二　財物を賣買し又は勞力を受給するに當り不當の代償を請求し若は相當の代償を支拂はずして不正の利を圖りたる者

十三　他人の事業若は私事に關し新聞紙雜誌其の他の出版物に揭載せざることを約し又は新聞紙雜誌其の他の出版物に揭載し若は揭載することを約して金品を受け其の他不正の利を圖りたる者

十四　申込なき新聞紙、雜誌其の他の出版物を配付して其の代料を請求し又は強て其の購讀の申込を求めたる者

十五　申込なき廣告を爲して其の代料を請求し又は強て廣告の申込を求めたる者

十六　誇大又は虛僞の廣告を爲し不正の利を圖りたる者

十七　他人の業務又は其の他の行爲に對し無戲又は妨害を爲したる者

十八　故なく他人の金談取引等に關涉し又は濫に訴訟爭議を勸誘唆し其の他紛擾を惹起せしむべき行爲を爲したる者

十九　濫に多衆聚合して官公署に請願又は陳情を爲したる者

二十　不穩の演說を爲し又は不穩の文書、圖書、詩歌の揭示、頒布、朗讀若くは放吟を爲したる者

二十一　人を誑惑せしむべき流言浮說又は虛報を爲したる者

二十二　妄に吉凶禍福を說き又は祈禱、符呪等を爲し若は守札類を授與して人を惑はしむべき行爲を爲したる者

二十三　病者に對し禁厭、祈禱、符呪又は精神療等を施し又は神水等を與へ醫療を妨げたる者
二十四　濫に催眠術を施したる者
二十五　故らに虛僞の通譯を爲したる者
二十六　自己又は他人の業務に關し官許ありと詐稱したる者
二十七　官公職、位記、勳爵、學位、稱號を詐り又は法令の定むる服飾、徽章を僭用し若は之に類似のものを使用したる者
二十八　官公署に對し不實の申述を爲し若は其の義務ある者にして故なく申述を肯ぜず又は情を知りて不實の代書を爲したる者
二十九　本籍、住所、氏名、年齡、身分、職業等を詐稱して投宿又は乘船したる者
三十　故なく官公署の召喚に應ぜざる者
三十一　官公署の指揮に依り榜示せる禁條を犯し又は其の設置に係る榜標を汚瀆し撤去したる者
三十二　警察官署に於て特に指示若は命令したる事項に違反したる者
三十三　不正の目的を以て人を隱匿したる者
三十四　徒弟、職工、僕婢其の他勞役者若は被雇者に對し故なく其の自由を妨げ又は苛酷の取扱を爲したる者
三十五　濫に他人の身邊に立塞り又は追隨したる者
三十六　祭事、葬儀、親族又は其の行列に對し惡戲又は妨害を爲したる者
三十七　夜一時後、日出前濫に歌謠音曲其の他喧噪の行爲を爲し他人の安眠を妨害したる者
三十八　劇場、寄席其の他公衆會同の場所に於て會衆の妨害を爲したる者
三十九　公衆の自由に交通し得る場所に於て喧嘩し、橫臥し又は泥醉して徘徊したる者
四十　公衆の自由に交通し得る場所に於て濫に車馬、舟筏其の他の物件を置き又は交通の妨害と爲るべき行爲を爲したる者
四十一　公衆の自由に交通し得る場所に於て危險の虞あるとき點燈其の他豫防の裝置を爲すことを怠りたる者
四十二　官署の督促を受けて煙突の虞ある建造物の修繕又は頽倒の虞ある物件の積換を怠りたる者
四十三　雜沓の場所に於て制止を肯ぜず混雜を增すの行爲を爲したる者
四十四　出入を禁止したる場所に濫に出入したる者
四十五　水火災其の他の事變に際し制止を肯ぜずして其の現場に立入り若は其の場所より退去せず又は官吏より援助の求を受けたるに拘らず故らに之に應ぜざる者
四十六　街路に於て夜間燈火なくして諸車又は牛馬を使用したる者

四十七　許可を得ずして路傍又は河岸に露店を開きたる者
四十八　制止を肯ぜずして路傍又は河岸に飮食物其の他の商品を陳列したる者
四十九　電線の近傍に於て紙鳶を揚げ其の他電線の障害となるべき又は爲しめたる者
五十　石戰其の他危險の遊戲を爲し若は爲さしめ又は街路に於て空氣銃吹矢の類を弄び又は弄ばしめたる者
五十一　濫に犬其の他の獸類を嗾し又は驚逸せしめたる者
五十二　猛獸、狂犬又は人を咬傷する癖ある獸畜の繫鎖を怠りたる者
五十三　鬪犬又は鬪雞せしめたる者
五十四　公衆の目に觸るべき場所に於て牛馬其の他の動物を虐待したる者
五十五　危險の虞ある精神病者の監護を怠り屋外に徘徊せしめたる者
五十六　公衆の目に觸るべき場所に於て褌襠程又は臀部、股部を露はし其の他醜態を爲したる者
五十七　街路に於て屎尿を爲し又は爲さしめたる者
五十八　他人の身體物件又は之に害を及ぼすべき物件を拋棄し又は放射したる者
五十九　濫に禽獸の死屍又は汚穢物を棄置し又は之か取除を怠りたる者
六十　人の飮用に供する淨水を汚穢し又は其の使用を妨げ若は其の水路に障碍を爲したる者
六十一　河川、溝渠又は下水路の疏通を妨くべき行爲したる者
六十二　溝渠、下水路を毀損し又は官署の督促を受けて其の修繕若は浚渫を懈りたる者
六十三　官署の督促を受けて道路の掃除者は撒水を爲さず又は制止を肯ぜず結氷期に於て道路に撒水したる者
六十四　官署の督促を受けて煙突の改造、修繕又は掃除を怠りたる者
六十五　濫に他人の標燈又は社寺、道路、公園其の他の公衆用の常燈を消したる者
六十六　神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其の他之に類する物を汚瀆したる者
六十七　濫に他人の家屋其の他の工作物を汚瀆し若は之に貼紙、張札等を爲し又他人の標札、招牌廣貸家札其の他榜標の類を汚瀆し若は撤去したる者
六十八　濫に他人の田野、園圃に於て菜果を採摘し又は花卉等を採折したる者
六十九　他人の所有又は占有したる土地を畧して工作物を設け、軒燈を出し、畜牧を爲し又は耕作其の他現狀に變更を來すべき行爲ありたる者
七十　電柱、橋梁、揭示場其の他の建造物に濫に牛馬を繫き

たる者

七十一　橋梁又は堤防を損壞するの虞ある場所に舟筏を繫ぎたる者

七十二　濫に他人の繫ぎたる牛馬其の他の獸類又は舟筏を解放したる者

七十三　濫に他人の田圃を通行し又は之に牛馬諸車を侵入せしめたる者

七十四　自己占有の場所内に老幼、不具又は疾病の爲救助を要する者若は人の死屍死胎あることを知りて速に警察官吏又は其の職務を行ふ者に申告せざる者

前項の死屍死胎に對し警察官吏又は其の職務を行ふ者の指揮なきに其の現場を變更したる者

七十五　人の死屍若は死胎を隱匿し又は他物に紛はしく擬裝したる者

七十六　許可を得ずしての死屍若は死胎を解剖し又は之が保存を爲したる者

七十七　一定の飮食物に他物を混じて不正の利を圖りたる者

七十八　病斃したる禽獸の肉類又は不熟の果物腐敗の飮食物の其他健康を害すべき物を飮食料として營利の用に供したる者

七十九　埋葬したる牛、馬、羊、犬等の死屍を發掘したる者

八十　炮煮、洗濯、剝皮等を要せず其儘食用に供すべき物に覆蓋を設けず店頭に陳列し又は行商したる者

八十一　自己又は他人の身體に刺文したる者

八十二　家屋其の他建造物若は引火し易き物の近傍又は山野に於て濫に火を焚きたる者

八十三　石灰其の他自然發火の虞ある物の取扱を怠りたる者

八十四　濫に銃砲の發射を爲し又は火藥其の他劇發すべき物を玩びたる者

八十五　許可を得ずして煙火を製造し又は販賣したる者

八十六　許可を得ずして劇場其の他の興行場を開きたる者

八十七　渡船、橋梁其の他場所に於て定額以上の通行料を請求し若は定額の通行料を支拂はずして通行し又は故なく通行を妨げ若は通船の求に應ぜざる者

第二條　本令に規定したる違反行爲を敎唆し又は幇助したる者は前條に照し之を罰す但し情狀に依り其の刑を免除することを得

附　則

本令は明治四十五年四月一日より之を施行す

朝鮮笞刑執行心得

朝鮮總督府訓令第四十一號を以て發布さる

笞刑執行心得

第一條　笞刑は受刑者の兩手を左右に披伸し刑盤上に臥を敷きて伏臥せしめ兩腕關節及兩脚に窄帶を施し袴を脫し臀部を露出せしめて執行すべきものとす

第二條　笞刑執行者は右手に笞を携へ之を垂下して受刑者の左側に進み其の腕を延長して笞頭の受刑者右臀に接觸すること約三寸の距離に於て位置を定め同時に左足を約一步後ろへ引き其の足尖を外側に向け左手は肘を輕く張り拇指を背ろにして（執行者帶劍の場合は左手に劍柄を握り）之を瞳骨の側方に當て體の重みを右膝に托し稍々前方に傾くの姿勢を爲すべし

第三條　笞の鞭下は笞刑執行者自ら笞の裏面を頭上に接するの度に於て上方より笞の表面にて受刑者の右臀に對し一鞭毎に自ら發聲して笞數を算しつつ之を連行すべし

第四條　受刑者の左臀に對し鞭を加ふるときは第二條及第三條の方法に依り受刑者は右側より之を行ふべし

第五條　笞刑執行二回以上に亙るものに對しては毎回左臀右臀の一方を交互に執行すべし

第六條　笞刑執行一回限りの者に對しては其の笞數を折半して左右の臀に執行すべし笞數を整數に折半し能はざるときは最初に奇數の執行すべし

第七條　受刑者一方の臀に異狀あり執行に差支あるときは他の一方のみを執行することを得

第八條　笞刑は食後一時間以上を經過して執行し執行前成るべく大小便を爲さしむべし

第九條　打方は終始寬嚴の差なく且受刑者の皮膚を損傷せざる樣注意し引き打又は橫打を爲すべからず

第十條　執行數回に亙る場合に在りては必要に依り執行後臀部に冷却方法を施すことを得

第十一條　笞場に飮水を供へ隨時受刑者に與ふることを得

第十二條　執行中受刑者號叫する虞あるときは濕潤したる布片を之に嚙ましむることを得

第十三條　執行猶豫の爲受刑者を拘置せざるときは其の住所を定め指定の期日に出頭すべきことを誓はしめ成るべく相當の保證人を立てしむべし

刑盤（略す）



叙任

任看守長十一級俸給典　（秋田）看守　細川嘉吉
任看守長十一級俸給典　（千葉）看守　高安己之作
任看守長十一級俸給典　（堀川）看守　中川猶久
任監獄技手九級俸給典　寺島住江
紳戸監獄詰ヲ命ス
岐阜監獄詰ヲ命ス　（山口）教誨師　清水曇華



會報

●茶話會

例に依て第二土曜日即ち五月十一日午後二時より本協會に於て茶話會例會を開催したり此日平沼司法次官の講演ある事とて來會者頗る多く堂に滿つ氏は開口先づ

何事も物に偏す可らず偏すれば弊竇に陷る事より延いて監獄事業に當る人々も亦平正に普遍的の智識なかるべからず

と說き進んで

元來各々省を分ち局を立つると雖も國家より見れば同一の機關にして又等しく國家の目的を達せんが爲なり故に監獄事業に於ても亦然り必ずや內外の施設と相俟ち相依り相助けざる可らず

と言及し話頭一轉上下一般奢侈に流るゝを痛嘆し

更に

徒らに自己の店の大ならん事を欲して建築等を美にするは間違なり內外多事費用多端なる現在吾國の財政上斯る贅澤を許さす故に成べく縮少主義を採り奢侈の沙汰なからん事を特に希望すとて監獄の弊害を擧げて警告する所あり諄々一時間餘に亘れる講演あり閉會を告げしは四時頃なりき、出席者芳名如左

森木　源　阿佐見新作　土倉　是空　武田　慧宏
原　胤昭　金井園治郎　野呂　歌司　澤田幸太郎
木橋喜太郎　新美　鶴吉　生三　俊隆　下河　籠英
田畑喜太郎　林　作次郎　大村　曉心　鎌田　賢弋
拓山　藤吾　金森　光雄　池田　儀平　間瀨　敬藏
大場　正雄　秀島　寬藏　木本確次郎　田井伊右衛門
玉川吉太郎　藤井　虛　鄭司幸壽子　岩永　法電
申島　新吉　山口好之助　伊藤　秋朔　相田和三郎
小田富士太郎　求　濟松　土屋　爲親　伊吹　忠司
松山　普照　景山　榮志　由下眞右衛門　川崎　丑松
木島　正三　小濱　斐信　岩田元次郎　峯岸峯次郎
岡崎　龜八　五島民次郎　赤沼　貫之　青木七太郎
八島政次郎　大塚清三郎　由下　重藏　鈴木　啓一
田野　政吉　保野庄三郎　安立　守一　岩川　篤平
佐瀨庄三郎　篠田　又吉　須藤　伊平　申島　廣造
姉崎　巖藏　熊谷熊次郎　廣渡　秀緒　櫻井　周助
鈴木伊三郎　上田　貞橘　內山　清　中村　基吉
渡邊　新吉　高橋八三郎　赤城　一雄　平分俊太郎
上野　貞藏　申田　圭稅　君塚庄次郎　杉山　請章
齋藤　敬二　森口幸之助　落合　岩藏　龔田　長平
山內　末吉　管晟　子代　岡田　萬雄　藤原　龍存
初岡　健一　淺井正太郎　申村　信吉　長谷川鎌太郎
下村　勝次　山田　重穗　三本四一郎　肥後　正彦
澤井　惠照　加藤　市藏　行木喜平次　丹山　長清
染井　友善　原　卓一　吉川　一江　園　權一
住江　敬義　島田　榮造　香川又二郎　岡部　安憲
芳村　重次　龜田　源藏　樫名　通藏　土屋　寬申
管村　重藏　藤澤　正啓　森　元結　木名瀨禮助
石井　光美　三浦　貢　坪井　直彦　立石　重司
大場　茂馬　三浦榮五郎　眞木　喬　谷田　三郎
平沼騏一郎

●谷田會長の出張

谷田會長は香川屬を隨へ平沼司法次官三浦參事官

等と同行二十一日出發山形秋田の各監獄を巡閱し尙山形地方鶴岡區裁判所の落成式に臨む筈なり

● 練習所の科外講演

東京地方裁判所檢事佛國法律博士原夫次郎氏は監獄官練習所の懇請に應じ同練習生に對し刑事哲學に就て科外講筵を開けり

● 練習所生の見學

練習所生一同は見學の爲め豐野事務官監督の下に五月七日小菅監獄へ赴き署内を一覽したる後千石典獄の講話並に各課所長の主管事務に就ての詳細なる說明を聞きて歸所せり

● 練習生の巢鴨監獄參觀

練習所生七十二名は去る十二日も亦見學の爲め巢鴨監獄へ赴きしが午前より午後に至りて藤澤典獄並に引野一課長坂井二課長玉川三課長武田敎務所長の實務上に關する講話を聽き夫より監房其他構內を觀覽したる後茶菓の饗應を受けて午後五時頃歸所したり

● 下村練習生の頓死

監獄官練習生佐賀監獄看守下村勝次は客月三十一朝突如腦出血の爲め死亡せり彼は健康勝れたりと云ふに非るも亦二豎に侵されたることなしされば特に這般の死因と認むべきものなく全く俄に出でたるものなりと唯平素極めて勉强家にして更に試驗期日も近きたれば一層の勉學をなし過度に心神を勞したるが死因を爲したるに非るか又彼は文筆の嗜もあり曩に臺灣郵便局に務め近く佐賀監獄に奉じて恪勤の聞へありき今や練習將さに卒へんとし而かも前途洋々春秋に富むの身を以て遠く逝くや家には今昏後幾何もならず成業を待ちし妻の嘆に沉むあり切に恒悼の情に堪へざるなり因に六月一日寄宿舍出棺落合火葬場に於て盛なる葬儀を營みたる後茶毗に附し遺骨を鄉里に送れり

國家醫學會雜誌四月號

定價金參拾錢（郵稅不要）
着金次第發送

メチール　アルコール　問題

東京、大阪、神戸、横濱其外各地に「メチールアルコホール」（木精）含有酒續々現われ其中毒は既に數例ありて危險至極なれば本會は世人特に飲酒家の爲めに此問題を茲に詳記滿載す世人希くは本號を絡讀せられ先づ自ら衞り進んで他を戒められよ

東京市本鄉區元富士町一番地
電話下谷四四三番
振替口座三五〇〇番
國家醫學會

◎國家醫學會々員募集

一　本會ハ國家及公衆醫事ニ關スル左ノ事項ヲ研究シ其應用ノ普及ヲ計ル
衞生學　法醫學　藥學　精神病學　醫事法制　學校衞生學　刑事人類學　工業衞生學　監獄衞生學　保險醫學　傳染病流行病學　災害醫學

目的及事業

入會手續

△本會ハ國家及公衆醫事ニ關スル左ノ事項ヲ研究シ其應用ノ普及ヲ計ル
△會員ハ國家及公衆醫事ニ關係アル公人私人トス
△入會希望者ハ氏名現住所職業ヲ明記シ半ヶ年分又ハ一ヶ年分ノ會費ヲ添ヘ申込ムヘシ
東京會員ハ每月集會ノ人ヲ出ス故ニ會費添付ニ及ハズ
地方會員ハ振拂貯金拂込用紙ニ寫書シ申込ルヽヲ便宜トス
△會費ノ在京會員一ヶ月金貳錢（前納）トス
地方會員一ヶ年金貳圓（前納）トス
△會費ノ在京會員一ヶ月金貳十錢、地方會員一ヶ年金貳圓（前納）トス
地方會員ハ前半年分（每月一六月及後半年分（七月一十二月）宛分納スルコトヲ得
△此際入會申込ミノ方ヘハ本年一月號ヨリノ雜誌取揃（送附スヘシ）

東京帝國大學醫科大學法醫學敎室內
電話下谷四四三番
振替口座三五〇〇番
國家醫學會事務所

會費送附方

肩書	東京市麹町區西日比谷町	
番地	壹番地	
宛名	監獄協會理事　眞木喬	
振込局名	司法省內郵便局	

明治四十五年六月二十日發行　（定價金拾貳錢）

東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地
發行兼編輯人　豊野胤珍

東京市四谷區愛住町二番地
印刷人　磯村政富

東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
發行所　監獄協會

東京市四谷區荒木町二十七番地
印刷所　東京書院印刷部

東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院